

基本目標 1 介護予防・健康づくりの推進

施策	事業・取組		第9期計画における目標	事業・取組の自己評価結果			継続の有無	今後の方向性	評価指標	主担当課
				実施内容（成果）	達成度	達成の要因／問題点				
（1）地域における健康づくりの推進	1	特定健康診査など制度や事業の周知	生活習慣病の予防に着目した特定健診、特定保健指導を、彦根医師会、保健・福祉等関係各課と連携を図りながら実施するとともに、第3期データヘルス計画に基づき、過去の特定健診受診歴・レセプト情報を正確に分析することで、地域の健康課題を明確にし、現状により適した保健事業を推進します。	特定健診に係る自己負担金を一律無料として実施（H29～）するとともに、協会けんぼとの特定健診合同実施、特定施設でのがん検診を加えたバック健診の実施、健診実施期間の延長、インターネットやコールセンターの設置による集団健診の予約制の導入などにより、幅広い受診機会を提供した。 さらに、民間の専門業者に受診勧奨業務を委託することで、特定健診受診歴・レセプト情報等の分析から勧奨効果が高いと考えられる対象者を抽出し、対象ごとに異なった勧奨資材を送付したほか、治療中患者情報提供票に係る案内文送付を実施し、より多くの被保険者の健康状況を把握し、本市の健康状態における地域特性を分析することで、疾病予防や重病化予防等の効果的な事業展開を図った。 また、より多くの被保険者が受診できるよう機会の拡大を目的に、人間ドック・脳ドック検診に対する助成（費用の2/3〈上限30,000円〉）を実施した。 また、特定保健指導に加えて、重症化予防事業として市独自で各健診項目に支援基準を設定し、糖尿病性腎症重症化予防事業、虚血性心疾患対策事業、糖尿病対策事業を実施した。	B	特定健診受診率等は、様々な取組の成果もあり、現時点で昨年度同時期と比べると0.1ポイントの減の42.9%（令和7年4月末日現在）となっており、新型コロナウイルス感染症の影響による大幅な受診率の減少に転じた令和2年度から毎年受診率を向上させ、過去最高であった令和5年度の43.3%に近い受診率を達成する見込みであるものの、目標値とは乖離があるため達成度はBとした。 特定保健指導、重症化予防事業は、対象者に継続支援を実施し生活習慣改善へとつなげることができたものの、実施率向上が課題である。特に個別健診対象者の実施率が低いことから、医療機関との連携が必要である。 本市においては虚血性心疾患・脳血管疾患の割合が比較的高く、疾患のリスクが高い人に対し、効果的かつ効率的な保健指導につながるような実施体制を継続して検討していくとともに、早期の医療機関受診につなげられるよう、勧奨や啓発に取り組んでいく必要がある。	◎	令和6年度からの計画となる第3期データヘルス計画に基づき、生活習慣病の予防に着目した特定健診、特定保健指導、重症化予防事業を、彦根医師会、保健・福祉等関係各課と連携を図りながら実施するとともに、事業実施率の向上や効果的な医療機関受診勧奨について取り組んでいく。 また、過去の特定健診受診歴・レセプト情報を正確に分析することで、地域の健康課題を明確にし、現状により適した保健事業を推進していく。	有	保険年金課
	2	がん検診の推進	生活習慣病や生活機能低下の早期発見・早期治療のため、健康診査およびがん検診（肺がん・胃がん・大腸がん・子宮がん・乳がん検診）の受診を勧奨するとともに、これまでに取り組んできたバック健診、土曜日の受診日の設定、24時間予約受付など受診しやすい環境づくりを推進します。	バス健診・バック健診ではWEB予約とし、24時間申し込みできるようにしている。またバス健診では土曜日の受診日を年間5回設定し、受診しやすい環境づくりに取り組んだ。 健康診査・がん検診の実施については、全戸配布・個別勧奨通知・図書館や市内イベントでの展示・ラインやアプリを利用した情報発信等を行い、幅広い世代に向けて発信した。 令和2年度にコロナ禍で受診率が減少した後、徐々に受診率は上がっているもののこれまでの受診率には至っていない。 一部の市民に対し、未受診理由を調査したところ、「健康に自信があるから」「定期的に通院しているから必要ない」という声が多かった。	A	がん検診の受診率は維持・向上できた。 しかし、受診率の更なる向上が課題としてある中、調査結果のとおり、「健康に自信があるから」「定期的に通院しているから必要ない」という理由で受診しない人も多い。このことから、がんの早期発見・早期治療の重要性について継続して周知するほか、啓発の対象者や啓発機会について検討し、これまで情報を伝えられていなかった人にも幅広く情報発信していく必要がある。	◎	検診の申込み時に、受診動機などの調査を実施する。調査対象を広げて行い、結果を基に効果的な啓発方法を検討していく。	無	健康推進課
	3	市民健康相談・健康教室の実施	市民の健康増進や生活習慣病等の予防を図るため、医療機関等と連携し、心身の健康に関する個別相談や、健康に関する知識を市民に広く提供し、広報ひこねや市ホームページなどで事業を周知し、実施率の向上を図ります。 また、健康推進員とともに地区ごとにテーマを考えるなど地域に根ざした健康づくり活動に取り組みます。	多くの市民に家庭血圧について周知するために、イベントの開催、薬剤師会との連携による啓発、広報ひこねや市ホームページに記事を掲載した。 栄養相談や健康相談、禁煙相談等、個別相談を実施した。 R6実績（開催回数/延べ人数）：栄養相談 32回/32人、健康相談 308回/308人、禁煙相談 3回/3人 彦根市の健康課題である高血圧に焦点を当て、健康推進員と協働して高血圧予防・減塩に関する生活習慣病予防教室を実施した。 R6実績：開催回数6回/延べ人数116人	A	家庭血圧や血圧の自己管理等について認知が低いことから、あらゆる機会に周知を行うことができた。 地区担当保健師が健康推進員に対して地域の情報提供、地域活動の支援を行ったことにより、地域の実情に応じた健康教室の実施につながった。 市民健康相談については多くの市民が気軽に利用できるように啓発が必要であり、栄養相談は特定の医療機関からの紹介に限られていることから、周知方法を見直す必要がある。	◎	関係機関や企業等と連携しながら、今後も継続して啓発活動を行い、取組の評価をしていく。 市民健康相談は継続していくとともに、事業の周知を進め相談先として定着させていく。 引き続き健康推進員と協力し地域の健康づくり活動として、健康教室や健康づくりに関する情報提供などを実施する。	無	健康推進課

施策	事業・取組		第9期計画における目標	事業・取組の自己評価結果			継続の有無	今後の方向性	評価指標	主担当課
				実施内容（成果）	達成度	達成の要因／問題点				
（1） 地域における健康づくりの推進	4	こころの健康づくり	地域においてうつ予防に関する出前講座の開催、広報での啓発等を行い、うつの予防・改善に努めます。 ゲートキーパー養成講座についても、周知します。	年間を通して、エフエムひこねで、こころの健康づくりに関連した放送を行った。また、9月の自殺予防週間、3月の自殺対策強化月間に合わせて、広報ひこねや市ホームページへの記事掲載、市内関係施設にのぼり旗設置、図書館でのパネル展示や関連図書の貸出を行った。3月は、彦根薬剤師会の薬局にリーフレットや啓発資材を設置した。	A	第2期彦根市いのち支える自殺対策計画に基づき、計画的に各種事業を実施することができた。	◎	今後も自殺対策の課題に合わせて啓発内容を検討し、市民が見やすく、わかりやすい内容で継続して啓発を行う。	無	健康推進課
				ゲートキーパー養成講座について市民からの依頼による開催はなかったが、彦根市職員や健康推進員、滋賀県立大学の看護学生に対するゲートキーパー研修、市内小中学校の養護教諭等に対する自殺対策研修を行った。受講後のアンケート結果から、知識や対応力について理解が深まったとの回答が得られ、一定の研修の効果があったと考えられる。 また、エフエムひこねを活用して、一日に4回、相談窓口の周知やこころの健康づくりに関する啓発を行った。 9月自殺予防週間と3月自殺対策強化月間では、広報ひこねや市ホームページへ啓発記事を掲載し、本庁、支所、各出張所、図書館等へのぼり旗を掲げ、リーフレットや啓発資材の設置を行い、こころの健康について市民に周知した。	A	関係機関へのゲートキーパー養成研修や市民に対する啓発については、おおむね計画どおり実施できたため達成度をAとした。 各関係機関に対しての養成講座の開催回数を増やし、研修の機会を増やしていけるよう、啓発方法等について検討していく必要がある。	◎	第2期彦根市いのち支える自殺対策計画に基づき、自殺リスクのある人の早期発見・早期対応につながるよう、こころの健康づくりに関する情報提供や相談窓口について、広く周知や啓発を行っていく。	有	障害福祉課
（2） 介護予防の普及と啓発（一般介護予防事業）	1	介護予防普及啓発事業	高齢者が自主的な介護予防活動を行えるよう、老人クラブや民生委員、自治会等を対象に介護予防に関する出前講座を開催します。	老人クラブや自治会等からの介護予防に関する出前講座の依頼を受け、地域に出向いて講座を開催した。 ・出前講座開催回数 51回 参加人数1,155人	A	地域包括支援センターの認知度が年々上昇し、地域住民との関係性の構築ができていることから、介護予防や認知症予防などの内容を盛り込んだ出前講座の依頼が、市だけではなく地域包括支援センターにも寄せられ、講座開催につながった。	◎	自主的な介護予防活動だけでなく、フレイル予防についても市民に啓発する。	無	高齢福祉推進課
	2	地域介護予防活動支援事業	金亀（根気）体操の輪がさらに広がるよう、今後も引き続き介護予防運動指導員養成講座を開催し、地域で活動する介護予防運動指導員の養成を図ります。 また、金亀体操を実施する団体が継続的に活動できるよう支援を行います。 活動に参加できなくなった人を地域包括支援センターの支援につなぎます。	金亀体操グループが新たに1つ増えたが、総数としては増加しなかった。 介護予防運動指導員養成講座を開催し、地域で金亀体操を実施する介護予防運動指導員を11人養成した。 金亀体操を実施する団体への出前講座を1回、体操講座を7回、フォローアップ講座を60回開催し、金亀体操を継続して実施できるよう助言を行った。 令和5年度から金亀体操通信を8月に発行し、令和6年度は金亀体操グループの交流会を11月に2回実施し、31名の参加があった。意見交換や活動継続に向けたモチベーションアップにつなげた。	B	介護予防運動指導員を養成したこと、金亀体操を地域で始めたいと考えている団体への講座を実施したことで、金亀体操グループが新たに1つ増えたが、既存グループの廃止があり総数としては増えていない。 交流会については、継続支援を実施している地域包括支援センター職員と相談をしながら開催したことで、継続支援の課題を共有することができた。	◎	金亀体操の継続支援を行うために、金亀体操通信や交流会を実施する。また、湖東地域リハビリ推進センターの職員とともに、金亀体操グループを訪問し、活動の現状を把握し、継続支援の課題を把握する。 活動休止中の団体については、活動に対する思いや困りごとを聞き取るなどして、活動再開の支援を実施する。	有	高齢福祉推進課
	3	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	通いの場等への健康教室、健康相談等の積極的関与（ポピュレーションアプローチ）および低栄養防止、生活習慣病の重症化予防等を行う個別支援（ハイリスクアプローチ）により、健康寿命の延伸とQOL（生活の質）の維持向上に取り組みます。 庁内外の関係機関に積極的に働きかけて事業の周知を実施し、各機関の事業との連携した取組を実施します。	地域包括支援センターや社会福祉協議会等の関係機関が集まる場において、事業の周知を積極的に働きかけた。 ポピュレーションアプローチでは、申込みのあった通いの場等に保健師、管理栄養士、歯科衛生士が出向き、健康教室や健康相談を実施した。 ハイリスクアプローチでは、後期高齢者健康診査の結果や質問票から抽出した口腔機能低下および生活習慣病重症化予防の対象者に対して、状況確認と必要に応じて個別支援・医療機関受診勧奨を実施した。 健康状態不明者に対して、優先順位をつけながら、質問票を用いて訪問等による状況把握を実施し、必要に応じて関係機関につないだ。 ・ポピュレーションアプローチ 延べ61回、延べ948人 ・ハイリスクアプローチ 実施者数（計）97人	A	ポピュレーションアプローチについては、関係機関から紹介を受けて申込みをされることも多くあった。 講座後のアンケートで、約8割が講座内容を家庭での生活に生かせると答えており、フレイルの周知と生活の振り返りには役立っていると考えられる。 保健師に比べ、管理栄養士・歯科衛生士の実施回数が少ない。 ハイリスクアプローチについては、対象者を絞り込むことで、効果的に実施することができた。 健康状態不明者へのアプローチは優先順位をつけて実施しているが、医療機関や健康診査、地域包括支援センター等につながらないケースが多い。	◎	令和6年度の取組の課題や評価を踏まえて、対象者の基準や実施方法について効果的に取組を進められるように検討する。とくに、フレイルのベースにある低栄養や口腔機能低下についての必要性が感じてもらえるような啓発チラシの作成が必要である。（チラシの見直し、講座内容の見直し、講座勧奨の仕方など） 地域包括支援センター等と事業報告・課題の共有を行い、連携した取組ができるよう協議する。	無	高齢福祉推進課

施策	事業・取組		第9期計画における目標	事業・取組の自己評価結果			継続の有無	今後の方向性	評価指標	主担当課
				実施内容（成果）	達成度	達成の要因／問題点				
（2） 介護予防の普及と啓発（一般介 護予防事業）	4	地域リハビリテーション活動の支援	あらゆる支援者が、地域リハビリテーションの概念を理解し、対象者へ自立支援のためのリハビリについてわかりやすく提供できるように、通所、訪問、地域ケア会議、住民通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。	湖東圏域の1市4町に対し、直接的（地域住民・各団体等）・間接的（支援者・行政等）支援を実施した。事業所への知識・技術支援の一部に圏域リハビリ職にも出務していただくことができた。 ・人材提供：（リハ職派遣）地域ケア会議16回・バトン事業（事業所への技術指導）5回、（研修）疾患別多職種情報交換会1回 ・相談事業：依頼62件、新規訪問61件、事後訪問47件	A	・人材提供に関しては、リハビリ職の合同団体であるPOS※連絡協議会を通じて、地域ケア会議や事業所への技術指導にリハビリ職が出務することができた。今年度は事業所からの依頼も多かったため、指導についても比較的多く行うことができた。 ・相談事業においては、多数の依頼があり、依頼者である介護支援専門員を中心に、リハビリの視点で支援に入ることができた。 ※POS…理学療法士（Physical Therapist）、作業療法士（Occupational Therapist）、言語聴覚士（Speech Therapist）の頭文字でリハビリ専門職の3職種を表すもの。	◎	人材提供に関しては、圏域リハビリ職に総合事業を中心とした地域支援事業に関われる関係性を維持していき、少しでもリハビリの視点を地域の必要な場に届けるように努めていく。 研修に関しては、介護サービス事業所および地域包括支援センターの全体会議など、積極的に呼び掛けを行っていく。 研修においては参加者が比較的少なかったため、広報の仕方など検討する。 相談事業については、指導後の効果を確認するため、アンケートを用いて確認していく。	無	高齢福祉推進課
	1	訪問型サービス（現行型、緩和型、住民主体型、短期集中型）	訪問型サービスとして、現行型と緩和型のサービスを提供し、利用者が自立した生活を送れるように支援を行います。 また、住民主体の生活支援を行うことで、利用者が地域において自立した生活を送れるよう支援を行います。 さらに、短期集中型としては、短期集中型通所型サービス対象者にリハビリ専門職による訪問を実施し、生活特性に応じた支援を行い、生活機能の向上につなげます。	①現行型・緩和型サービスについては、介護保険事業所において、専門的なサービスを必要とする人に訪問サービスを提供した。 ・介護予防訪問介護相当サービス 件数：1,684件 実日数：9,447日 ・訪問型サービスA 件数：27件 実日数：107日 ②住民主体型サービスについては、彦根市シルバー人材センターに委託し、買い物や掃除等の生活支援を必要とする人に訪問サービスを提供した。また、サービス提供者の養成を行うため、サポーター養成講座を開催した。 ・訪問型サービスB 実人数5人 延べ利用数199回 ③短期集中型サービスについては、専門職の指導により、3か月間の期間で機能訓練を実施した。また、サービスの利用者に対し理学療法士が訪問し、主として日常生活のアセスメントを実施した。（民間事業者への委託により実施） ・短期集中予防サービス 実人数13人 延べ利用数234回	B	現行型・緩和型サービスについては、サービスを必要とする人に適切にサービス提供ができた。 住民主体型のサービスについて市民に周知を行うためチラシの作成を行い、地域包括支援センターを通じて必要な人に周知を行ったが、利用者数の増加にはつながらなかった。 短期集中型サービスでは、専門職が教室前後の本人の生活機能確認を行うことにより本人の状態に応じた個別プログラムを作成でき、効果的な教室運営を行うことができた。運動機能を中心としたプログラムを実施し、本人の目標であった生活行為の改善が見られた。一方で、機能訓練終了後の継続的な運動に向けて取組が難しい現状にある。令和5年度に引き続き毎月受け入れを実施したことで、参加を希望してから利用するまでの待ち時間を減らすことができたが、運営側の管理作業が煩雑になり、また参加者数の増加にはつながらなかった。	◎	各サービスについて利用しやすい仕組みづくりと、サービスを選択できるように周知を行う。 短期集中型サービスについては、地域の身近な運動の機会を把握している地域包括支援センター等と課題を共有しながら、継続的な運動の支援を検討する。	有	高齢福祉推進課
（3） 介護予防・生活支援サービスの推進	2	通所型サービス（現行型、緩和型、住民主体型、短期集中型）	通所型サービスとして、現行型のほか、緩和型のサービスを提供し、自立した生活が送れるように支援を行います。 また、短期集中型として、リハビリ専門職が関わることで安心して参加できる運動機能向上のための教室を開催します。運動を通して参加者の生活機能向上に対する意欲を引き出す助言や指導を行います。	①現行型・緩和型サービスについては、介護保険事業所において、専門的なサービスを必要とする人に通所サービスを提供した。 ・介護予防通所介護相当サービス 件数：6,353件 実日数：34,329日 ・通所型サービスA 件数：184件 実日数：1,139日 ②短期集中型サービスについては、専門職の指導により、3か月間の期間で機能訓練を実施した。また、サービスの利用者に対し理学療法士が訪問し、主として日常生活のアセスメントを実施した。（民間事業者への委託により実施） ・短期集中予防サービス 実人数13人 延べ利用数234回	B	現行型・緩和型サービスについては、サービスを必要とする人に適切にサービス提供ができた。 短期集中型サービスでは、専門職が教室前後の本人の生活機能確認を行うことにより本人の状態に応じた個別プログラムを作成でき、効果的な教室運営を行うことができた。運動機能を中心としたプログラムを実施し、本人の目標であった生活行為の改善が見られた。一方で、機能訓練終了後の継続的な運動に向けて取組が難しい現状にある。令和5年度に引き続き毎月受け入れを実施したことで、参加を希望してから利用するまでの待ち時間を減らすことができたが、運営側の管理作業が煩雑になり、また参加者数の増加にはつながらなかった。	◎	現行型については、ケアマネジメントの質の向上（適正化）により、利用の必要性について判断していく必要がある。 短期集中型サービスについては、地域の身近な運動の機会を把握している地域包括支援センター等と課題を共有しながら、継続的な運動の支援を検討する。	有	高齢福祉推進課

基本目標2 地域での主体的な活動の発掘と支援

施策	事業・取組		第9期計画における目標	事業・取組の自己評価結果			継続の有無	今後の方向性	評価指標	主担当課
				実施内容（成果）	達成度	達成の要因／問題点				
（1） 支え合いの心を育む環境整備	1	学校教育における福祉教育	福祉活動や学習を計画的・継続的に進め、将来にわたる福祉活動につながる学習や各自ができることを自主的に学ぶ教育を推進します。また、身近な地域にある施設や地域人材を生かした取組を進めます。	各学校で年間計画の中に位置付け、福祉活動や学習を進めた。総合的な学習の時間などにおいて、デフサッカー、盲導犬、ポッチャ、車いす体験など、身近な人や地域を中心とした体験学習や交流を進めた。「ふくし（ふだんのくらしのしあわせ）」について自分事として考え、行動しようとする気持ちを高めることができた。（福祉教育実施校 24校/24校）	A	各学校、各学年に応じた福祉活動や学習を計画的・継続的に進め、将来にわたる福祉活動につながる学習や、自分にできることは何かを自主的に学ぶことができ、年間計画どおりに学習を実施できたため達成とした。	◎	積極的に、身近な地域にある施設や地域人材を生かした取組を継続していく。	有	学校教育課
	2	パンフレットやチラシ等による啓発	市ホームページや広報紙の活用を図るとともに、彦根市社会福祉協議会には、小地域福祉活動などの福祉活動の推進を通して必要なところに必要な情報が届く取組を要請します。	市ホームページでの各種情報の周知を行うほか、地域に密着した各民生委員児童委員協議会、同連合会および市社会福祉協議会の広報紙でも各種情報を周知してもらうよう働きかけ、必要な人に必要な情報が届くよう取組を行った。 ・各民生委員児童委員協議会 各民児協だより ・民生委員児童委員協議会連合会 なっと彦根 ・市社会福祉協議会 社協ひこね	A	市ホームページについて、アクセス数は、新型コロナウイルスへの関心が落ちついてきたことで全体的に減少したが、依然として一定のアクセス数があり、福祉に関する高い関心はあるものと考えられる。より必要な時に必要な情報をタイムリーに得られるよう定期的に内容を更新するなどの工夫をする必要がある。	◎	今後も必要な人に情報が届くよう、関係機関とも連携を図りながら、デジタル(HP等)とアナログ(広報等)の両方で発信を行う。	有	社会福祉課
	3	彦根市社会福祉協議会の活動支援	彦根市社会福祉協議会が策定した第2次地域福祉活動計画や学区（地区）住民福祉活動計画に沿って、改めて協議の場を設け、活動の具体化に向けた取組を支援します。 また、住民主体の活動や取組が推進できるよう、引き続き情報提供等の支援を行います。	彦根市社会福祉協議会において、『地域福祉推進計画・第2次計画』に掲げる基本理念“多様な「つながり」が「暮らし」と「いのち」を守る”を実践していくために、市内の関係機関・団体で構成する地域福祉推進委員会を開催し、地域における取組の現状を踏まえた中間評価を実施した。また、計画における実践取組テーマ①～④ごとに「実践取組推進チーム」を設置し、テーマごとに協議や実践を推進した。 地域福祉推進委員会 年間 2回 実践取組推進チーム会議 4テーマ合計 年間 27回 主な取組 ・自分らしさを高めるコーチング講座の開催 ・大学と地域の連携による防災マップづくりの協議 ・困りごとのレベルの整理と地域の助け合い活動の推進 ・デジタルサポーターの養成講座の実施 など 各学区(地区)における「住民福祉活動計画・第2次計画」にかかる推進会議の開催をサポートし、各地域での取組の実践を推進した。 協議体(推進会議) 114回／延べ1,540人参加 関係会議・関連事業 88回／延べ1,822人参加 主な取組 ・西中「きずな食堂」プロジェクト ・鳥居本大遠足会ウォーキング大会 ・「亀山かるた・紙芝居」の制作とそれらを活用したまちづくり ・さわやまふれあいフェスタ など	B	市域や学区で住民が主体となって取り組む地域活動はひろがりや定着を見せている一方で、一部の関係機関・団体や住民の参画にとどまっている。また、学区域においては、取組が十分に進んでいない地域もある。住民の主体的な参画により協議の場や活動の推進が形となっていくことが望ましいが、住民の主体性には地域差があるのが実情である。	◎	地域における活動の推進には、核となり得る人材の発掘や意識づけが必要となるため、引き続き地域に入り込みながら情報収集していくとともに、きめ細やかな関わりを持っていく。 併せて、地域活動における担い手不足も顕著になっているため、地域活動に関心を持つ層を広げていくとともに、地域の新たな人材発掘など人づくりにより一層取り組んでいく。具体的には「地域ではたらく」をテーマとする講座を開催するなど、新しい切り口での人づくりに取り組んでいく。	無	社会福祉課
	4	民生委員などの活動支援	民生委員・児童委員が地域で行う各種相談・支援活動や地域活動、また、それぞれの活動を行う上で必要な知識や技術を習得するための各種研修事業および委員の資質向上などの事業に支援を行います。	民生委員・児童委員が各地域で行う様々な活動が円滑に進むよう、関係部署や外部機関等と連携を図りながら活動の支援を行った。また、必要な知識や技術を習得するための各種研修事業等について、民児協連理事会等の機会を通して案内するなど支援を行った。	A	活動支援および各種研修等の実施により、相談・支援件数や調査・実態把握に関する活動件数、地域住民への訪問・連絡活動件数など活動全体の件数が前年度比で36,321件から40,233件に増加した。一定の知識、技術の取得が活動件数に反映されていると判断した。 今後は、各活動の中では、委員間および関係機関との連絡調整回数が減少したため、連絡調整が円滑に行われるよう支援を行う必要がある。 また、令和7年度は民生委員の一斉改選の時期であり、継続した地域活動が行えるよう研修等での更なる支援が必要となる。	◎	今後も民生委員・児童委員が各地域で行う様々な活動が円滑に進むよう、関係部署や外部機関等と連携を図りながら、引き続き活動の支援を行っていく。	無	社会福祉課

施策	事業・取組		第9期計画における目標	事業・取組の自己評価結果			継続の有無	今後の方向性	評価指標	主担当課
				実施内容（成果）	達成度	達成の要因／問題点				
（1） 支え合いの心を育む環境整備	5	福祉を学ぶ機会の充実	地域での支え合いや見守り合いへの理解を高め、行動へとつなげていくため、彦根市社会福祉協議会が実施する地域（自治会、学区）や学校、事業所などへの福祉学習や福祉に触れ合う機会の充実に向けた取組を支援し、地域福祉の向上を図ります。 また、リニューアル発行した福祉教育ハンドブックを活用し、多様性を重視したメニューを提示することで、学校、自治会、事業所などへ幅広く働きかけをしていきます。	彦根市社会福祉協議会において、学校や地域、企業を対象に、福祉教育や福祉の出前講座等を行い、暮らしに身近な福祉の課題だけでなく、障害理解や多様性理解を深めるテーマでの学びの場・機会を提供した。 地域向けの「福祉講座」の開催回数は減ったが、参加者は増加した。「地域での見守り合い」や「共助の地域づくり」といったテーマは関心が高く、開催回数自体は多かったが、「多様性理解」といったテーマについては関心が低いことが浮き彫りになった。 また、学校向けの「福祉教育」に関しては回数、参加人数とも増加した。福祉教育を行う際の相談窓口として「福祉教育ハンドブック」を配布し、学校への情報提供や関係づくりに取り組んだ。 地域向け 28回／延べ1,001人参加 学校向け 134回／延べ4,886人参加 企業向け 1回／15人参加 主なテーマ ・予防的福祉（地域での見守り合い） 23回／846人参加 ・共助の地域づくり（平時や災害時） 19回／771人参加 ・つながることの大切さ 21回／762人参加 ・違いの認め合い（多様性理解） 7回／335人参加	A	地域での開催数が減った要因として、見守り会議やサロン等が実施されていない地域や各種会合に参加できていない地域での案内が不十分であったことが挙げられる。 また、地域で支え合いの心を育むためには、地域課題解決につながるテーマでの講座を働きかけていくことが大切であるが、地域によっては、住民が聞きたいと思うニーズと合わない場合もある。こうした場合に、どういった方法・内容で開催を促していくかを検討する必要がある。	◎	見守り会議やサロン、地域の各種会合等での周知を引き続き行っていく。また、住民が聞きたい・学びたいと思うような出前講座を開催できるよう、意識的にニーズ把握を進めるとともに、新たな講座メニューの開発にも取り組む。	無	社会福祉課
				彦根市社会福祉協議会において、地域活動やボランティアに関する情報共有や発信を行う場として、フードパントリーやスーパー、福祉施設の一画を借りて「ボラカフェ」を実施したことで、新たな活動希望者の参加につながった。また、ボランティア募集情報を気軽に得られる仕組みとして、公式LINE（「Voluntas+」）を活用した情報発信を継続したが、今年度は十分に発信できなかった。 地域福祉活動の担い手の育成については、送迎支援ボランティアの養成に引き続き取り組んだほか、「課題解決型の居場所」に来る子どものありのままを受け止め、丁寧に関わる人財である「子ども『安心』サポートボランティア」の養成講座を初開催し、新たな人財育成を進めた。 また、市内の学区域や自治会域で生活支援活動をしているグループによるネットワーク（おたすけ“ひこねっと”）を新たに立ち上げ、元気な高齢者が活躍できる場の継続的な支援と更なる広がりを進める体制を構築できた。 ボランティア相談 112件 （うち地域生活課題に関するもの 24件） ボラカフェ 8回 延べ148人参加 Voluntas+（ボランタス）配信情報23件 登録者数286人 SNS（ボランティア関連のみ）情報配信26回 「社協ひこね」活動紹介記事の掲載回数 2回 ボランティア講座 送迎支援ボランティア養成講座 44人参加 「子ども『安心』サポートボランティア」養成講座 10人参加 ボランティアフェスティバル 延べ約800人参加 「おたすけ“ひこねっと”」登録団体 12団体 登録者数176人	A	「ボラカフェ」について昨年度までの常設型から、フードバンクやショッピングセンター、福祉施設など、より人が集まる場や機会への出張型にしたとともに、活動団体による体験型ワークショップを行うなど、より活動に関心を持ってもらえるよう工夫したことで、新たな活動希望者が発見できた。 また、新たに「子ども『安心』サポートボランティア」の養成や「おたすけ“ひこねっと”」の立ち上げを行うなど、広くボランティアとして活躍する場づくりの推進ができた。	◎	新たな層を見つけてマッチングしていくためには、より多くの情報を収集し発信していくことが効果的である。このため、ボランティアセンターから福祉団体やボランティアグループに対して、積極的かつ定期的に状況や新たな活動者を募集していないか聞き取りを行うことで、より最新の情報を発信できるように取り組む。 また、新たに発足した「おたすけ“ひこねっと”」を通じて生活支援活動の更なる立ち上げを応援し、元気な高齢者が活躍する社会参加の場と機会を増やしていくとともに、既存の生活支援活動については担い手不足の課題があるため、実施団体の希望に応じて担い手募集の情報発信に取り組んで行く。	有	社会福祉課

施策	事業・取組		第9期計画における目標	事業・取組の自己評価結果			継続の有無	今後の方向性	評価指標	主担当課
				実施内容（成果）	達成度	達成の要因／問題点				
（2）ボランティア活動等の社会参加の促進	2	福祉講座・地域福祉懇談会の開催	福祉やボランティアに関する理解を深めるとともに、彦根市社会福祉協議会が学区（地区）社会福祉協議会と協働で実施する福祉講座や地域福祉懇談会への支援を行い、地域ごとの課題やニーズに沿った福祉ボランティア活動の推進を図ります。	彦根市社会福祉協議会において、学校や地域、企業を対象に、福祉教育や福祉の出前講座等を行い、暮らしに身近な福祉の課題だけでなく、障害理解や多様性理解を深めるテーマでの学びの場・機会を提供した。また、学区社協による活動を助成することで、学び合い（福祉講座）の実施を支援した。 地域向けの「福祉講座」の開催回数は減ったが、参加者は増加した。講座テーマも増えているのは、地域住民の関心が徐々に広がってきたためと考えられる。また、学区社協による福祉講座も昨年度と比べ回数が倍以上となった。 地域向け 28回／延べ1,001人参加 主なテーマ ・予防的福祉（地域での見守り合い） ・共助の地域づくり（平時や災害時） ・つながることの大切さ ・違いの認め合い（多様性理解） 学区社協による福祉講座 151回／3,489人参加	A	学区社協による福祉講座について、コロナの影響で減っていた交流やつながりについて、講座をきっかけに再構築していきたいという地域の思いを背景に、実施回数が増えた。 また、コミュニティソーシャルワーカーが地域で聞いた困りごとを基に、地域で受け止めるきっかけとして働きかけたことで講座の実現につながったケースもあった。身近に起きている課題として、地域へ積極的に働きかけて問題提起していく姿勢が結実したと言える。地域からの要望だけでなく、市社協からの働きかけによりこれまで地域の中で関心の薄かった障害理解や多様性理解をテーマとする講座の実施につなげることができた。 これらの講座の機会を通して、福祉やボランティアに関する地域の理解を広げることができた。	◎	福祉やボランティアに対する自分事感を高めていく目的で、引き続き、地域で困りごとを抱えているケースの把握に努め、どういった点にアプローチすることで困りごと解決につながるかを整理していく。これらに加えて、令和7年度は、福祉やボランティアを身近なものと感じてもらえる内容での講座や懇談会について、市社協主催で開催していく。 また、学区社協による福祉講座が単なる「講座」で終わることなく、新たな交流やつながり、社会参加の場や機会の創設につながるものになるよう支援していく。	有	社会福祉課
	3	福祉情報・NPO情報の提供	地域福祉活動等の情報を広報紙やインターネット・SNS等を通じて提供するとともに、彦根市社会福祉協議会の小地域福祉活動やボランティア活動への支援を行います。	彦根市社会福祉協議会において、広報紙やSNS等を通じ地域福祉活動やボランティア活動について、広く情報発信を行った。フォロワー数は微増したが、情報発信件数が昨年度と比べ少なく、十分な発信ができなかった。 広報紙発行 年3回 SNSによる情報発信 計351件 (X(旧Twitter) 122回、Facebook 108回、Instagram 108回、公式LINE(「Voluntas+」) 23回) フォロワー数(X(旧Twitter)) 1,195人 また、市内のボランティア団体等へ活動費の一部を助成し、それぞれの活動を支援した。 ボランティア団体活動助成 12団体 福祉団体活動助成 10団体	B	地域の福祉活動やボランティア活動は数多く実践されていたが、それらを広く発信することが十分にできなかった。その理由として、令和6年度から市社協の地域担当職員の配置や体制を大きく変更し、まずは地域に出向いて情報収集や関係構築することに力点を置いたため、情報の発信に対して意識できていなかったことが挙げられる。	◎	令和7年度は改めて、地域の取組を積極的に発信していくことを意識した上で、地域に出向くようにしていく。 併せて、市社協職員の目線だけでなく、より住民に近い目線での発信を行うことで、地域の福祉活動やボランティア活動に関心を持つ層を広げられるよう、彦根市シティプロモーション推進委員会の市民ライターに、情報発信の協力を求めるなど取り組んで行く。	有	社会福祉課
	4	介護支援ボランティア活動の周知	高齢者への助け合い活動やボランティア活動の促進となるよう、ボランティアサークルなどに「美しいひこね創造活動」の周知および登録を呼びかけます。	・「美しいひこね創造活動」については、ボランティア登録団体数 令和4年度 55団体 令和5年度 52団体 令和6年度 48団体 「美しい行為」助け合い活動 令和3年度 6,908件 令和4年度 6,230件 令和5年度 6,628件 ※令和6年度の件数については、現在活動報告書の集計中。	B	「美しいひこね創造活動」については、登録団体数および「美しい行為」としての助け合い活動の件数が年々減少傾向にあり、事業の継続に一定の課題が見られた。また、令和6年度末をもって当該制度が廃止されたことから、今後は新たに、地域に根差したボランティア活動の活性化に向けた支援の方法や情報発信のあり方を検討する必要がある。	×	令和6年度末をもって「美しいひこね創造活動」は廃止となったが、これまでに育まれてきた地域での助け合いやボランティア活動の精神を継承しつつ、今後は、分野を限定せず幅広い地域活動・ボランティア活動を支援する新たな仕組みの検討を進める。	無	まちづくり推進課

施策	事業・取組		第9期計画における目標	事業・取組の自己評価結果			継続の有無	今後の方向性	評価指標	主担当課
				実施内容（成果）	達成度	達成の要因／問題点				
（3） 支援 高齢者組織の	1	老人クラブ活動支援事業	地域の老人クラブの新規会員獲得と魅力づくりに向けた活動を支援します。 また、高齢者が「支えられる側」から「支える側」に回り、地域を支える重要な担い手として活躍できるよう、必要な情報を提供し、老人クラブが行う事業に対して支援を行います。	老人クラブ活動を支援するために60クラブに補助金を交付した。また、補助金申請書送付時および窓口での活動内容相談時に、フレイル予防教室や認知症出前講座等のチラシを配布し情報提供を行ったことで、各種講座が老人クラブ活動に取り入れられ、老人クラブ活動の内容の充実につながった。	A	市ホームページでの単位老人クラブの紹介等により、令和6年度に、新たに1クラブが補助金を申請された。	◎	補助金の交付により、老人クラブ活動の継続を支援するとともに、出前講座等の情報提供を行うことで活動内容の充実および新規会員の獲得につなげる。 また、老人クラブへの関心を高めるために、市のホームページで全単位老人クラブの紹介を継続して行う。	無	高齢福祉推進課
			高齢者が働くことを通じて、社会参加の喜びを得るとともに、健康の維持増進につなげていくために、シルバー人材センターの活動を支援します。	彦根市シルバー人材センターに対し補助金を交付し、活動を支援することで、高齢者の社会参加促進支援を行った。 また、会員獲得のための普及啓発活動の支援や、市ホームページを活用し、彦根市シルバー人材センターの周知・案内を行った。 彦根市シルバー人材センター会員数 1,048人(令和6年度末)	A	補助金の交付により、彦根市シルバー人材センターの運営基盤を強化することで、より多くの高齢者に就業機会が提供され、高齢者の社会参加が促進されるよう支援することができた。 また、彦根市シルバー人材センターが行う広報活動や普及啓発活動を支援するために、市本庁舎の共有スペース等を提供した。	◎	補助金を交付し、彦根市シルバー人材センターの活動が円滑に行われるよう、今後も支援を継続していく。 本市には、まだまだ元気で活躍できる能力を有した高齢者が存在していると推測されるので、彦根市シルバー人材センターと連携し、会員獲得のための普及啓発活動を支援するほか、彦根市シルバー人材センターの活用について、庁内外に発信を行う。	無	高齢福祉推進課
（5） 見守り合い、集いの場づくり	1	宅老所整備運営支援事業	高齢者の閉じこもりや、要介護状態等になることを防止するとともに、その心身の健康を保持するために彦根市やすらぎふれあいの館（宅老所）について周知を図り、利用者の増加および持続可能な運営に向けて、各宅老所が抱える課題について相談に応じるなどの支援を行います。 また、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）と連携を図り、住民の居場所となるサロン等の活動への働きかけを通じて新規開設を促します。	市ホームページによる周知を行うとともに、運営団体の担当者交流会の機会を設け、情報共有および課題の整理を行った。また、運営団体に対しては継続的な活動を期待するとともに、新規開設の促進にも取り組んだものの、新規開設には至らなかった。その結果、市内の宅老所数は1施設減少した。運営補助については、運営費に係る経費の一部を補助金として交付した。 (令和6年度 宅老所数9箇所)	B	宅老所間の情報共有などを目的とする運営団体の担当者交流会を開催することにより、各宅老所が抱える課題について相談に応じる機会を持った。また、当該事業運営団体以外のサロン運営団体へ補助金制度の説明など新規開設に向けた促しを行ったものの、要件に合わず新規開設には至らなかった。	◎	当該事業運営団体以外のサロン等へ当該事業の周知を行い、新たな運営団体の開拓を行うほか、市民へ既設の宅老所の周知を図ることとで、より多くの人に宅老所を利用いただけるよう努める。 また、持続可能な運営ができるよう各宅老所が抱える課題について相談に応じる。	無	高齢福祉推進課
			血縁や地縁、社縁といった既存のコミュニティ機能が弱まる一方で、住民の支援ニーズは複雑化・複合化している中、安心して暮らし続けることができる地域づくりを目指し、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置することで、地域の支え合いの仕組みづくりを支援します。 そこで、住民のニーズや生活課題、地域の社会資源の把握を行い、住民主体の地域づくりについて検討する協議体の運営支援や関係機関等とのマッチングを含めたコーディネートを行います。	人員の配置については、第1層生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）1名および第2層生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）6名を配置した。住民互助による生活支援活動に係る活動団体数については、学区域では4団体、自治会では令和6年度当初の6団体から4団体増加し計10団体が活動している。また、立上げに向けて検討している学区が6学区あり、うち1学区は令和7年度に立上げ見込みとなっている。令和6年度から、市内の活動団体による「助け合い活動者ネットワークおたすけ“ひこねっと”」が発足し、相互の情報交換やスキルアップを図る体制が整った。	A	第2層生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）については、日頃から地域の活動者や関係者に寄り添いながら、地域づくりの実践や活動の立ち上げに取り組んできたことにより、住民互助による生活支援活動に係る活動団体数については、次年度に向けて新たに若葉学区が発足準備を進めているほか、5学区域においても立上げに向けた検討会が実施されている。 評価指標である集いの場の設置数は、令和8年度に向け達成が見込めることから、達成度はAとした。	◎	住民互助による生活支援の取組の継続と更なる広がりにつなげていくために、新たに立ち上がったネットワークを生かした事業展開をしていく。また、関係機関と連携しながら、市域および学区域における生活支援サービスの提供体制について検討を行い、体制の整備を進める。	有	高齢福祉推進課

基本目標3 ニーズに対応できるサービス基盤の確保と提供

施策	事業・取組		第9期計画における目標	事業・取組の自己評価結果			継続の有無	今後の方向性	評価指標	担当当課
				実施内容（成果）	達成度	達成の要因／問題点				
（1）人材とサービス基盤の確保	1	介護人材確保への支援	福祉職場啓発パンフレットを作成・配布するなど多様な広報媒体による周知や、児童・生徒等へのアプローチによる福祉職場の魅力発信など、介護分野で働く人材確保につながる取組を行います。また、介護現場の事務負担の軽減につながる取組として、ICTをツールとして活用する取組などDXの推進について検討します。	第8期計画期間中に作成した、パンフレットや動画を引き続き使用し、魅力発信を行った。 また、事務処理における書類作成の負担軽減に向けて、国が推進しているケアプランデータ連携システムの導入を促進するため、集団指導や運営指導で伝達し、啓発を行い、また、導入の進捗状況を確認することで導入に向けた後押しを行った。 さらに、居宅介護支援事業者への支援として、人材確保・定着促進・育成を目的とした市独自の処遇改善を行った。	A	介護現場の事務負担の軽減につながるよう、ケアプランデータ連携システム導入における情報の提供、また、運営指導や集団指導において、啓発、後押しを行うことができた。 居宅介護支援事業者への支援においては、介護支援専門員の人材確保・定着促進・育成を目的とした処遇改善を行うことで、事業者からは、効果が大きいという声があった。	◎	継続して、介護人材確保の支援を行っていく。 また、令和8年度から本格導入となる電子申請・届出システムの運用について、事業者をフォローするため伴走支援を行い、介護現場における事務負担の軽減につなげる手法を検討していく。 居宅介護支援事業者への支援に必要な予算を確保していく。	無	高齢福祉推進課
	2	地域福祉人材確保事業	湖東圏域の市町が共同で、福祉の職場と求職者のマッチングを支援する福祉の職場説明会や介護職員に対する職場への定着促進研修を開催し、関係部局と連携して効果的な周知方法や開催時期等について検討しながら、人材確保の支援に努めます。	湖東圏域で、福祉のしごと就職フェアを2回開催し、事業者と求職者のマッチングの場となった。 また、職員の定着を目的として湖東圏域内で働く介護・福祉事業所の職員を対象とした人材確保・定着促進研修を4回開催した。 ・福祉のしごと就職フェア開催日 第1回 令和6年8月22日（木） 第2回 令和7年2月20日（木） ・人材確保・定着促進研修開催日および研修のテーマ 第1回 令和6年7月24日（水） 災害対策について 第2回 令和6年9月18日（水） 虐待防止について 第3回 令和6年11月20日（水） 感染症対策について 第4回 令和7年1月23日（木） ハラスメントについて	A	福祉のしごと就職フェアで7名の就職につながった。人材確保・定着促進研修についても、4回開催し介護現場の人材確保・定着を図るための研修を行うことができた。	◎	事業を継続しながら、1市4町での湖東圏域としての人材確保における課題等を抽出し、連携しながら支援に努めていく。	無	高齢福祉推進課 障害福祉課
	3	在宅サービスの確保	住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を送ることができるよう、サービスの確保に努めるとともに、事業者や介護職員に対する研修指導を強化し、サービスの充実を図ります。	湖東圏域で、福祉のしごと就職フェアを2回開催し、事業者と求職者のマッチングの場となった。 また、職員の定着を目的として湖東圏域内で働く介護・福祉事業所の職員を対象とした人材確保・定着促進研修を4回開催した。 ・福祉のしごと就職フェア開催日 第1回 令和6年8月22日（木） 第2回 令和7年2月20日（木） ・人材確保・定着促進研修開催日および研修のテーマ 第1回 令和6年7月24日（水） 災害対策について 第2回 令和6年9月18日（水） 虐待防止について 第3回 令和6年11月20日（水） 感染症対策について 第4回 令和7年1月23日（木） ハラスメントについて	A	福祉のしごと就職フェアで7名の就職につながった。人材確保・定着促進研修についても4回開催し、介護現場の人材確保・定着を図るための研修を行うことができた。	◎	事業を継続しながら、1市4町での湖東圏域としての人材確保における課題等を抽出し、連携しながら支援に努めていく。	無	高齢福祉推進課
	4	施設サービスの確保	市内の既存施設や近隣自治体とのバランスも考慮しつつ、安定した運営が可能となるよう人材不足の状況の改善を図りながら、適正なサービスの確保に努めるとともに、介護老人福祉施設の休床解消を促進し、入所待機者の解消に努めます。	既存施設の休床解消を優先するため、休床解消の状況について、随時、現状把握に努めるとともに、休床解消に向けた促しを行った。 湖東圏域で、福祉のしごと就職フェアを2回開催し、事業者と求職者のマッチングの場となった。 また、職員の定着を目的として湖東圏域内で働く介護・福祉事業所の職員を対象とした人材確保・定着促進研修を4回開催した。 ・休床解消数 令和6年5月 50床再稼働 ・福祉のしごと就職フェア開催日 第1回 令和6年8月22日（木） 第2回 令和7年2月20日（木） ・人材確保・定着促進研修開催日および研修のテーマ 第1回 令和6年7月24日（水） 災害対策について 第2回 令和6年9月18日（水） 虐待防止について 第3回 令和6年11月20日（水） 感染症対策について 第4回 令和7年1月23日（木） ハラスメントについて	A	休床解消が促進されたことで、入所待機者は、優先順位が高い利用者は申込みから入所までの期間が短縮されており、入所待機者の解消につながっている。 一方で、サービス付き高齢者向け住宅などの高齢者向け住まいの増加により、介護サービスの適正な利用につながっていないことも考えられる。 福祉のしごと就職フェアにおいては、7名の就職につながった。人材確保・定着促進研修については4回開催し、介護現場の人材確保・定着を図るための研修を行うことができた。	◎	第9期計画においては、新たな介護保険サービス基盤の整備は行わず、休床解消された介護老人福祉施設の利用を促進していく。 ケアプラン点検等を通じて、サービス付き高齢者向け住宅などの介護保険サービスの利用が不適切な利用となっているかを確認し、滋賀県と連携しながら情報共有に努める。 さらに、1市4町での湖東圏域としての人材確保における課題等を抽出し、連携しながら支援に努めていく。 引き続き、介護老人福祉施設の休床解消を促進する。	無	高齢福祉推進課

施策	事業・取組		第9期計画における目標	事業・取組の自己評価結果			継続の有無	今後の方向性	評価指標	担当当課
				実施内容（成果）	達成度	達成の要因／問題点				
（1）人材とサービス基盤の確保	5	地域密着型サービスの確保	サービスの一層の普及・啓発および人材確保や離職防止に努めるとともに、認知症ケアや医療的ケアなどのニーズに対応するため、在宅生活の継続につながる地域に密着したサービスの確保に努めます。	既存施設の利用推進を行い、また、在宅生活を継続してもらうためのサービスを確保し、ニーズに対応できるよう、介護人材不足の解消に向けて、湖東圏域で福祉のしごと就職フェアを2回開催し、事業者と求職者のマッチングの場となった。 さらに、人材確保・定着促進研修を4回開催した。 ・福祉のしごと就職フェア開催日 第1回 令和6年8月22日（木） 第2回 令和7年2月20日（木） ・人材確保・定着促進研修開催日および研修のテーマ 第1回 令和6年7月24日（水） 災害対策について 第2回 令和6年9月18日（水） 虐待防止について 第3回 令和6年11月20日（水） 感染症対策について 第4回 令和7年1月23日（木） ハラスメントについて	A	サービスの確保を行うために、福祉のしごと就職フェアにおいて、7名の就職につながった。人材確保・定着促進研修については4回開催し、介護現場の人材確保・定着を図るための研修を行うことができた。	◎	1市4町での湖東圏域としての人材確保における課題等を抽出し、連携しながら支援に努めていく。 定期巡回・随時対応型訪問介護看護や認知症対応型通所介護など、需要が伸び悩んでいるサービスについては、その理由を分析する。	無	高齢福祉推進課
	6	介護離職ゼロにつなげる取組の推進	介護離職ゼロにつながる介護サービスの充実に努めるとともに、介護者に対する相談支援を実施します。 従業員の介護離職を抑制できるよう、介護休暇や介護と仕事の両立に関する情報や制度について、国や県と連携し、パンフレット等の窓口配布や事業所への配布による周知・啓発に取り組みます。	介護サービス事業所におけるサービス提供の方法など国や県からの情報を、介護事業所に随時メール等で周知した。	A	介護サービス事業所に対する周知は、速やかに行うことができた。 介護者に対する相談支援として、介護家族のつどい「ほっこり、ほっこり・らぶ」の開催支援を行った。	◎	今後も介護職、介護と仕事の両立に関する情報発信に努め、関連機関と連携していく。	無	高齢福祉推進課
				滋賀県介護・福祉人材センターが発行するパンフレット等の窓口配布や、企業訪問および彦根地区雇用対策協議会等で周知・啓発を実施した。	A	事業者を対象とした研修会、企業訪問等が、コロナ前に近い水準で実施できたことから、周知・啓発の機会が増加した。	◎	滋賀県介護・福祉人材センターやハローワーク彦根等の関係機関と連携して、パンフレット等の窓口配布や事業所への必要な情報の周知・啓発を図る。	無	地域経済振興課
	7	共生型サービスの提供	障害福祉および介護保険担当課が連携し、障害児者と高齢者が同一の事業所でサービスを受けることができる「共生型サービス事業所」の拡充に向けて、制度の周知を図ります。	共生型サービスの事業所の設置についての情報収集を行った。	B	共生型サービス事業所が増えていくように、事業者に対して周知ができなかった。		障害福祉課および介護保険担当課が連携して事業所からの相談に対応するとともに、周知を図っていく。	無	高齢福祉推進課
				現在、共生型サービス事業所は2か所（R7年5月末時点）ある。 本市も参画している湖東地域障害者自立支援協議会障害高齢者支援部会では、障害福祉分野と介護保険分野の双方の理解促進のため施設見学会（令和6年7月11日、令和6年9月2日）、講演会（令和7年1月29日）を実施した。	A	湖東地域障害者自立支援協議会障害高齢者支援部会において、障害福祉分野と介護保険分野の事業所向けに施設見学会や講演会を実施したことで、参加者に対して施設の現場を見てもらうなど具体的な周知を行うことができた。	◎	新規参入を検討している法人からの相談に応じるとともに、湖東地域障害者自立支援協議会障害高齢者支援部会で共生型サービス制度の理解を深め、障害福祉サービス事業所へ同制度の効果的な周知方法を検討し実践する。	無	障害福祉課
	8	包括的継続的マネジメント支援によるサービスの質の向上	地域包括支援センターと連携しながら、地域ケア会議や研修会を開催し、利用者にとって適正なケアプランが作成され、必要なサービスが提供されるよう、介護支援専門員等の資質向上のための支援を行います。 随時ケア会議における個別事例の検討を通じて、地域課題の把握に努めます。	・地域ケア推進研修会：3回（1回目受講者41名、2回目受講者33名、3回目受講者27名） 介護支援専門員および地域包括支援センター職員向けに、「地域を知る、地域とつながる、地域課題を考える～地域の中での「その人の暮らし」を支えるために～」をテーマに、3回連続の研修を行った。 ・定期ケア会議：30回 高齢者の自立支援に向けたケアプラン作成の支援と、地域資源として何が必要か検討を行った。 ・随時ケア会議24回 支援困難事例について、随時ケア会議を開催し、情報共有や今後の支援方針の検討、地域課題の把握を行った。	B	地域ケア推進研修会を連続実施したことで、各回の研修につながりがあり、テーマに沿って理解を深めることができた。しかし開催日時が他事業と重なるなどして、受講者数が想定よりも少なかった。また、専門職の視点が強くなり、地域住民の視点での議論が深められなかった。 定期ケア会議と随時ケア会議については、個別事例の検討を通じて、高齢者の自立に資するケアマネジメントの支援や地域課題の把握を行い、自立支援に必要な支援体制や社会資源について検討した。しかし、地域課題の抽出と社会資源の検討については十分に行うことができなかった。	◎	地域ケア推進研修会は、専門職の視点だけでなく、生活者の視点で地域を見られるように内容を検討する。 定期ケア会議において個別支援の検討を引き続き行いながら、地域課題の抽出と社会資源の検討を実施するために、定期ケア会議の内容について、地域包括支援センター職員にヒアリングを行い、内容の再検討を行う。 さらに、地域課題を把握し、地域資源の検討を行い、地域づくりや資源開発につながるために、地域ケア会議全体の体系について再検討を行う。	無	高齢福祉推進課

施策	事業・取組		第9期計画における目標	事業・取組の自己評価結果			継続の有無	今後の方向性	評価指標	担当当課
				実施内容（成果）	達成度	達成の要因／問題点				
（1）人材とサービス基盤の確保	9	低所得者に対するサービスの確保	低所得者に対するサービスの確保に資するよう、介護保険の利用者負担を軽減するための補足給付を行うとともに、社会福祉法人等が生活困難者の利用者負担軽減を行った場合、軽減を行った事業者を支援します。	低所得の要介護者の施設利用が困難とならないように、所得に応じた負担限度額が適用される負担限度額認定の更新申請案内を利用者宛てに送付するとともに市ホームページやパンフレット等を通じて制度の情報提供を行った。（更新申請勧奨件数703件） また、社会福祉法人等が生活困難者の利用者負担軽減を行った場合、軽減を行った事業所の軽減に要する経費の一部を補助した。 補助金額 2,309,997円（8法人）	A	前年度の負担限度額の認定者宛てに申請勧奨を行ったことで更新申請漏れを防ぐことができ、低所得者に必要なサービスの提供につながった。	◎	低所得者に必要なサービスを継続的に利用してもらうためにも、減免制度の活用は不可欠であることから、更新対象者には引き続き申請勧奨をするとともに、市ホームページやパンフレット等を通じて制度の情報提供を行っていく。 社会福祉法人等に対する補助については、限られた財源の中で持続可能な制度とするため、令和7年度からは補助率を見直していく。（1/2→1/3）	無	高齢福祉推進課
	10	災害・感染症対策に係る体制整備	介護サービス事業所における業務継続計画（BCP）に基づいた運営を支援します。	人材確保・定着促進研修や集団指導で、業務継続計画（BCP）に関する知識を向上させる機会を提供した。	A	集団指導や研修を実施することで、必要な知識の取得、質の向上を図った。	◎	今後も集団指導での説明や研修を実施し、業務継続計画策定に関する理解を深める場を提供する。	無	高齢福祉推進課
（2）虚弱高齢者および家族介護の支援	1	配食サービス事業	独居の高齢者および高齢者のみの世帯等に対し、食事を定期的（昼食のみ）に提供することで、栄養改善および安否確認を図るための取組を支援します。また、必要な人が配食サービスを利用しやすいように市ホームページや介護支援専門員へ定期的な周知を行い、利用を促進します。	市ホームページへの掲載や介護支援専門員への周知を行い、それに係る問合せ等に対応したことにより、必要とされる人を配食サービスにつなげることができた。（令和6年度新規利用申請7人、令和6年度利用実績17人（前年度対比△3人））	B	新規利用者、利用中で変更される人等、本人のニーズに即した対応について適正に対応できた。 新たなニーズや配食サービスの実施状況の変化に対応するため、引き続き介護支援専門員と丁寧に連携しながら進めていく必要がある。	◎	委託業者や介護支援専門員と連携し、市民に申請までのフォロー・周知を行い、サービスを必要とする人への利用促進につなげる。 また、目的に見合った事業の実施ができるよう、ニーズ等を把握し、事業のあり方について検討する。	無	高齢福祉推進課
	2	住宅改修支援事業	加齢や疾病により、生活動作に支障がある高齢者に対し、在宅での動作が安全・安心にできるよう、住宅の改修について相談・援助を行います。	介護支援専門員や福祉住環境コーディネーターからの相談（申請）に基づき、住宅改修の必要性が確認できれば、支援（支給）を行った。（令和6年度実績 380件）	A	専門知識を持つ介護支援専門員や福祉住環境コーディネーターから工事前の事前申請により、工事の必要性や工事を行うことによって改善される動作を確認した。	◎	高齢者が安心して在宅での生活を続けるため、今後も介護支援専門員や福祉住環境コーディネーターと連携を図りながら支援を継続する。	無	高齢福祉推進課
	3	緊急通報システム事業	緊急時の通報手段が必要と認められた高齢者に対し、緊急通報装置を設置し、近隣協力員等の協力による緊急通報体制の整備を行います。 また、設置台数の増加に向けて、民生委員・児童委員と連携を取り、効果的な周知を図ります。 さらに、協力員向け、民生委員向けに事業の内容をわかりやすくまとめて、情報提供を行います。	利用者から通報がある場合、協力員の連携、委託業者による迅速な対応により、適切な事業運営ができています。また、自治会からの依頼により出前講座を実施した。さらに、「緊急通報システムのあらし」を市ホームページに掲載するとともに、必要に応じて配布するなどして、協力員や民生委員に対して情報提供を行った。 （令和6年度実績 緊急受信件数34件、救急隊出動件数36件、協力員出動件数17件、出前講座件数1自治会） ※出動件数は緊急ボタン以外の相談ボタン等も含む。 （令和6年度末設置数227台、新規設置数31台、廃止件数40台）	A	利用者から通報があった際には、当該システム体制の下で協力員等の役割が適切に果たされ、効果的な事業の展開につながった。 当該事業の周知については、出前講座を周知することにより、1自治会に対して出前講座を行うことができた。 また、当該事業の実施要綱については、協力員の要件を緩和し、法人や個人事業所などの民間事業所等も協力員として参画できるよう見直しを行い、利用者の拡大を図ることとした。	◎	協力員については、地域住民を主な該当者としていたが、令和6年度に協力員の要件を緩和しており、今後はその周知を図っていく。	有	高齢福祉推進課
	4	おむつ等購入費助成事業	日常におむつ等を使用している高齢者の在宅生活を支え、要介護状態等の軽減や悪化を防止するため、おむつ等の購入を支援します。また、利用者のニーズを踏まえ、支給方法等について見直します。	要介護状態等の軽減や悪化防止のため、日常的に在宅でおむつ等を必要とする人におむつ等の購入費の一部を助成した。（令和6年度実績 延べ申請件数2,287件） 支給方法の見直しについては、助成券による支給を行っている県内他市に運用方法についてのヒアリングを行ったが、支給方法等の見直しは完了していない。	B	市ホームページやパンフレット等を通じておむつ等購入費助成事業に係る情報提供を行った。 支給方法等を見直すにあたっては、更に複数の県内他市町の運用方法についてヒアリングを行うなどして研究を重ね、支給要件や支給状況を管理するシステムについても見直す必要がある。支給方法や支給要件の変更に伴い、利用者や介護支援専門員等に丁寧に説明を行う必要がある。	◎	本助成制度について、引き続き、市ホームページやパンフレットを通じて情報提供を行っていく。 支給方法等を見直しについては、他市町や事業所等への聴取を進め、令和7年度中に新たな支給方法および支給要件について方針を決定する。	無	高齢福祉推進課
	5	家族介護者への支援	主に認知症等の家族介護者の精神的負担の軽減と介護知識や技術の習得を図るため、介護家族のつどい「ほっこり、ほっこり・らぶ」の定例のつどいや特別講座等の活動の支援を行います。また、同じ悩みを持つ人が参加してもらいやすいよう、活動の周知を図ります。	毎月第2火曜日の定例会10回と、7月に1回夏期講座の開催支援を行った。周知については広報ひこね・市ホームページへの掲載、地域包括支援センター・市立病院・居宅介護支援事業所および民生委員児童委員協議会連合会等でチラシを配布した。6年度は延べ139人の参加者（うち初回参加者7人）があった。 認知症の人を介護している家族の悩みや不安を相談できる場として、家族介護のつどい「ほっこり、ほっこり・らぶ」の活動を市民に周知することができた。	A	広報ひこね等への掲載の継続や、居宅介護支援事業所や民生委員、地域包括支援センターなど介護家族と関わりのある機関への周知ができていることに加え、参加者が他の参加者に紹介するなどロコミの効果もある。 初回参加者からは会の存在を把握していたが、参加するまでに時間がかかったとの意見もあり、誰もが参加しやすい会であることを広く周知する必要がある。	◎	広報ひこね等への継続した掲載に加え、介護支援専門員や地域包括支援センターの職員など、介護家族にとって身近な支援者に、「ほっこり、ほっこり・らぶ」の具体的な活動内容を周知していく。	無	高齢福祉推進課

施策	事業・取組		第9期計画における目標	事業・取組の自己評価結果			継続の有無	今後の方向性	評価指標	主担当課
				実施内容（成果）	達成度	達成の要因／問題点				
（3） 介護給付の適正化の推進	1	要介護認定の適正化	市から居宅介護支援事業所への委託により実施された調査票の事後点検を遅滞なく実施します。 また、適正な調査の実施、調査票作成のため認定調査員・事務職員への研修を実施し、調査技術の適正化・向上を図ります。	委託により実施された調査票の特記事項の点検を遅滞なく行い、項目の疑義や聞き取りの不足や不備について、委託先の調査事業所に問い合わせ、都度確認を行った。 また、認定調査員が実施した調査について、認定調査票の作成後、他の認定調査員が内容をチェックし不備の点検を行うことが調査票等作成に係るスキル向上につながった。 認定調査員に研修を行い、チェックの平準化を図った。また、人事異動等により新たに配属された職員に対して、調査担当職員から認定調査項目の定義やチェックの基準について研修を行った。 調査票の点検率(実施件数46件/委託件数46件) 100%	A	委託により実施された調査票に関しては、適正な認定を行うために、書類が到着次第、事後点検を行った。 また、認定調査員が実施した調査についても全ての調査票に対し、他の調査員による相互チェックを実施した。 チェックミスや記載誤りなどが100%解消されるよう調査技術の更なる向上およびチェックの平準化を図っていく必要がある。	◎	委託により実施された調査の事後点検を遅滞なく実施する。 認定調査員の適正な調査の実施・点検に引き続き取り組みながら、認定調査員研修を開催し、更なる調査技術の適正化・向上を目指す。 また、認定調査員だけでなく、事務職員においても認定調査の仕組みや調査項目の評価基準について共通認識を持ち、認定調査員と同様に調査票の点検ができるよう、スキル向上に努める。	有	高齢福祉推進課
	2	ケアマネジメントの適正化・住宅改修の点検	国保連合会システムから提供される各種帳票を用いて、居宅介護支援事業所に対しケアプラン点検を実施することにより適切なケアマネジメントの重要性を認識してもらい、ケアプランの資質向上および介護支援専門員の適正給付の意識付けにつなげます。 また、住宅改修の事前申請時や完了時における図面、見積書、写真等による点検を実施することにより、不適切な給付費の支給の未然防止を図ります。	ケアプラン点検、介護支援専門員へのヒアリングを実施し、自立支援、重度化防止に資するケアプランとなるように助言を行った。 住宅改修については、事前申請において図面、見積書、写真等による点検を実施。住宅改修がケアプランに位置付けされている場合は、ケアプランの内容を確認した。 ケアプラン点検率（実施件数/点検必要数）100%	A	介護支援専門員へ聞き取りをしながらケアプラン点検をすることで、保険者からの一方的な指示ではなく、よりよいケアプランとなるように気付きを促すことができた。 また、状態像と合わないサービス利用につながっているケアプランを作成している介護支援専門員に対しては、ヒアリングシートを送付して状況を確認することで、ケアプランの見直しにつながり、介護保険サービスの適切な利用を意識してもらうよう促した。	◎	ケアプランの適正化チェックの件数を増やし、適正な介護サービス利用となるように介護支援専門員を支援していく。 また、助言内容を他のケアプランでも生かすことができるように、繰り返し適正化チェックを行い、助言内容について事業所内での情報共有や集団指導での説明などを通して、介護支援専門員全体の質の向上につなげていく。	有	高齢福祉推進課
	3	縦覧点検・医療情報の突合	国保連合会からのデータを基に医療費との突合や、国保連合会への委託により介護サービス種別間で重複がないか縦覧点検を実施することにより、医療と介護の重複、請求誤りの早期発見を図り、過誤申立につなげます。	縦覧点検の実施により、事業所が請求誤りに気付くことができ、30件、272,641円の過誤調整につながった。（R5年度：31件、195,032円） 国保連への委託、データを活用した突合を行った割合（実施件数／総件数）100%	A	国保連合会へ委託することで、3か月ごとに、保険者だけでは把握できない介護給付費のチェックができた。	◎	縦覧点検の内容を精査し、事業所に偏りがないか、同じ請求誤りが続いているかなど、国保連合会のデータを基に確認し、請求誤りを減らし適正な介護給付につなげていく。	有	高齢福祉推進課

基本目標 4 生きがいくりと安心づくり

施策		事業・取組	第9期計画における目標	事業・取組の自己評価結果			継続の有無	今後の方向性	評価指標	主担当課
				実施内容（成果）	達成度	達成の要因／問題点				
（1） 生きがいくり	1	老人福祉センター運営事業	高齢者の生きがい創出のため、健康の増進、教養の向上およびレクリエーション活動を促進するとともに、各種相談に応じます。 また、地域で新たな交流を生み出すため、様々な媒体を使って広報を行うことで、利用者の増加を図り、各施設の特色を生かした魅力ある取組を推進します。	全3館で利用者数は昨年度を上回った。自主事業を積極的に行い、各指定管理者の特色を生かした取組で利用者数の増加を図った。 令和6年度 センター3館の平均利用者数 64人/日 全利用者数 R4年度：45,670人 R5年度：44,886人 R6年度：47,074人	A	平均利用者数は目標値に対して1人/日少ない結果となったが、前年からの増加を鑑みると目標達成に向かっていると考えられることから、達成度はAとした。 新型コロナウイルス感染症の5類移行後初めて1年を通して通常の事業を実施でき、また、施設利用に支障を来す大きな修繕もなかったため、各施設の事業を着実に進めることができた。 広報紙・チラシ・ホームページや報道機関への資料提供などで活動を積極的に情報発信し、市民への周知を行うことで、利用者の確保・獲得に努めた。市ホームページに、各センターの指定管理者が作成する市ホームページのリンクを設定し、市民が閲覧する機会を増やすことができた。	◎	各指定管理者の特色を生かした魅力ある取組ができるよう各センター間の連携も図りながら、支援を続けていく。 また、より一層の利用者増に向けた取組が行われるよう、業務仕様書や事業計画書に基づき指定管理者に対し助言・指導を行っている。 地域共生社会の実現に資する取組を推進する。	有	高齢福祉推進課
	2	地域に開かれた学校づくりの推進	地域住民等が参画し、授業等における学習補助や教員の業務補助などの教育支援活動を推進する地域学校協働活動などを実施し、学校を支える地域の教育力として、高齢者の持つ知識や技術を活用するとともに、昔の知恵や地域の歴史・文化を身近に学ぶ機会を取り入れます。未来を担う子どもの成長を地域全体で見守るとともに、高齢者の自己実現や生きがいくりの場として、多くの人が関わってもらえるよう、積極的な情報発信を行います。 学校が地域住民と目標を共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」の導入を加速させ、学校を核とした地域づくりを推進します。	学校、家庭、地域社会がそれぞれの教育機能を発揮し、相互にバランスの取れた教育が行われるよう連携を深め、学校内外を通じて児童生徒の生活の充実を図った。 教育諸活動の必要場面に、保護者や高齢者、地域住民等の協力を得て、地域の教育資源や学校環境を活用していくことは、特色ある学校づくりの具現に重要である。 こうしたことから、各学校において、地域におられる人の持つ知識や技術を活用し、地域の歴史・文化を身近に学ぶ機会を取り入れ、特色ある学校づくりを進めた。 学校教育活動に高齢者の知識や技術を活用した学校数 24校/24校	A	各学校において特色ある教育活動が実践されている。 地域人材・地域の学習資源の活用やボランティアの協力により、家庭・地域と学校が連携して子どもを育てる環境づくりを進めていくことができたため、継続的な事業展開ができた。	◎	各学校において特色ある教育活動を実践するために、専門的な講師を活用し、知恵や地域の歴史・文化、専門的な知識・技能を学ぶ機会を取り入れていく。	有	学校教育課
				令和6年度、市内全小・中学校に学校運営協議会の設置が完了し、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）となった。登下校の見守り、学校および周辺の環境整備、本の読み聞かせ、昔の遊び体験や地域の歴史学習、栽培指導など、学校と連携・協働する活動を通して、高齢者の自己実現や生きがいの場づくりになっているとともに、未来を担う子どもたちの成長を地域全体で支え、育んでいこうという機運を高めることができた。 また、学校と連携・協働する活動を通して地域住民とのつながりが生まれている。 地域学校協働活動のボランティア延べ日数 4,229日	A	地域の人との交流や体験活動を通じて、子どもたちが地域への誇りや愛着心を育む効果が見られた。各学校運営協議会で話し合われた内容も具体的な活動に反映されつつある。また、地域学校協働活動を通じて、体験学習や高齢者とのふれあいの機会も増加していることから、おおむね達成した。	◎	地域の特性や伝統を大切にした活動を今後も継続させていく。 市内全小・中学校がコミュニティ・スクール（学校運営協議会設置校）となったことを、市ホームページや広報にて周知していくことで、さらに多くの高齢者の参画につなげていく。コミュニティ・スクールと地域学校協働活動との一体的な推進により、「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」を推進する。	有	生涯学習課
	3	生涯学習における福祉教育	公民館において、高齢者を対象とした福寿大学講座を継続して開設し、アンケート調査等をもとに高齢者のニーズを踏まえた、より多くの人に参加してもらえる学習機会の充実に努めます。	各館で人気の高い歴史講座や健康、エクササイズに関する講座等のほか、地域の文化や音楽に関する講座を積極的に行った。 当該講座の開催は、高齢者が講座に参加することで地域での交流が生まれ、孤立化することなく社会とのつながりができ、豊かな生活の実現に寄与することができた。 地区公民館における福寿大学講座参加者数 1,428人	A	地区公民館において福寿大学講座を継続的に実施し、人気のある講座の開催や内容の工夫にて参加者数も増加した。高齢者のニーズに応じた学習機会の充実が一定程度図られ、地域での交流や社会参加の促進にもつながったことから、第9期計画の目標・評価指標はおおむね達成できた。 受講者の満足度向上に向けた内容の充実や、新たな対象者の掘り起こしに取り組む必要がある。	◎	アンケート調査等により、学習効果の高い講座、市民が望む講座を実施することで、より多くの方に参加いただき、満足度の高い学習機会の充実に努めていく。	有	生涯学習課
	4	スポーツ機会の提供	プロシードアリーナHIKONE（彦根市スポーツ・文化交流センター）を会場として、高齢者を対象とした教室を継続開催し、より多くの人に参加していただけるよう、教室の内容をはじめとして開催時期や日数、定員数等を関係団体と協議し調整を図ります。	プロシードアリーナHIKONEを会場に、彦根市スポーツ協会が高齢者を対象とした教室を開催している。 シニア健康ヨガ：受講者84人（春期31人、秋期26人、冬期27人） チェアヨガ：受講者31人（春期13人、秋期9人、冬期9人） シニアスマイル：受講者83人（春期32人、秋期26人、冬期25人） フィットネス：受講者198人 合計：受講者198人	A	プロシードアリーナHIKONEの供用を開始して以降、継続してスポーツ教室を開催していることで、市民の認知が進み参加者は増加している。 シニア健康体操教室参加者数は、目標達成に向けて年々増加していることから、達成度はAとする。	◎	プロシードアリーナHIKONEを会場として、高齢者を対象とした教室を継続開催し、より多くの人に参加していただけるよう、教室の内容をはじめとして開催時期や日数、定員数等を関係団体と協議し調整を図っていく。	有	スポーツ振興課

施策		事業・取組	第9期計画における目標	事業・取組の自己評価結果			継続の有無	今後の方向性	評価指標	主担当課
				実施内容（成果）	達成度	達成の要因／問題点				
(2)生活環境の整備	①自分らしい暮らしを支える福祉のまちづくりの推進	1ユニバーサルデザインの推進	新規公園整備や既設公園改修時には「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき整備を行います。	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や関係条例を遵守し、設計を完了している公園事業（金亀公園）について、整備を進めた。	A	都市公園におけるユニバーサルデザインは先進例も豊富にあることから、要求されることがイメージしやすく、これらを参考に設計し、整備を進めることができた。 一方で厳しい財政状況の中、効率的な事業展開が求められている。法令の努力義務における対応箇所について、十分な整備が進められるよう事業費を確保する必要がある。	◎	国の財政的支援が得られるよう新設補助事業等に関する情報収集に努めるとともに、これらの事業に積極的にエントリーできるよう国や県など関係機関との協議を密に行っていく。 併せて、管理施設の健全な維持管理に努める。	無	都市計画課
		2高齢者にやさしい交通環境の確保	引き続き地域公共交通の維持に努めるとともに、予約型乗合タクシーなど高齢者が利用しやすい地域交通の周知啓発・利用促進を図ります。 また、予約型乗合タクシーの「試乗体験」を含むカリキュラムを組んだ講座を実施します。	路線バスは、通勤・通学・通院・買い物などの日常生活を支える重要な公共交通機関として運行しているが、車社会が進む中でバス利用者は限られ収支状況は厳しく、赤字分を市と県で補填し運行を維持している状況となっている。 予約型乗合タクシー（愛のリタクシー）は、一般のタクシー車両を使用し、路線バスと同じように運行時刻やルートを設定し予約に応じて運行している。 令和6年度においても、路線バスおよび予約型乗合タクシー（愛のリタクシー）の時刻表を作成・配布した。また、「試乗体験」は実施できなかったが、予約型乗合タクシーの乗り方講座を2回開催した。 令和6年度 路線バス利用者数実績値 74万人/年 令和6年度 愛のリタクシー乗合率実績値 1.56人/便	B	公共交通の需要は回復傾向にあり、路線バスの利用者数は昨年度より約1割増、愛のリタクシーの乗合率についても回復傾向にあるものの、目標値には届かなかった。	◎	令和5年度中に策定した、湖東圏域地域公共交通計画においても、公共交通網の維持・改善を図るため各施策の実施を計画しており、引き続き公共交通の機能強化および利用促進を図る。	有	交通政策課
				生活支援体制整備事業において、地域住民の支え合い活動の支援を行うとともに、送迎ボランティア養成講座を開催することで、住民互助による送迎支援の取組を促進した。一部地域では住民互助による送迎支援の体制が整ったものの、市全域での実施には至っていない。 (送迎支援ボランティア養成講座・安全運転講習の実施 参加者44人)	B	市内の活動団体による「助け合い活動者ネットワークおたすけ”ひこねっと”」を立ち上げたことで、活動者同士が主体的に情報交換や課題整理を行える環境を整えることができ、住民互助による送迎支援の取組の促進が図れた。今後はこのような取組が広がるよう支援していく。	◎	活動者ネットワークを通じて、送迎支援を行うグループの立ち上げや継続のために支援を進める。 また、高齢者が利用できる移動・外出支援に係るサービス等の情報発信を行う。	無	高齢福祉推進課
	②防災・防犯体制の充実と感染症対策の実施	1災害時避難行動要支援者制度の周知と登録の推進	災害時における高齢者等の災害時避難行動要支援者の避難支援のため、災害時避難行動要支援者制度の周知と登録の推進、地域への理解促進を図るとともに、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員などが連携して、災害時等に地域の人々の互いの助け合い、支え合いによる避難支援の体制づくりを目指した防災訓練の実施などを関係機関と連携して推進します。 また、令和4年度（2022年度）から5年間をかけて、17小学校区で福祉避難所開設・運営訓練を実施し、災害時避難行動要支援者を守るために、自治会や自主防災組織等の連携によって、有効に動ける地域づくりを推進します。	制度の周知と登録の推進に取り組んだ。 具体的な活動として、①毎月、新規登録対象者へ案内書送付、②民生委員児童委員協議会連合会理事会や学区（地区）社協会長会議での周知、③学区や自治会への出前講座の開催等を行った。 また、災害発生から福祉避難所開設・運営までを想定した訓練を市内2小学校区（佐和山・高宮）で実施した。 災害時避難行動要支援者制度登録者数 12,967名（令和5年度比 +717名） 災害時避難行動要支援者制度登録率 18.6％（令和5年度比 -0.4％）	B	前年度に比べ登録者数は増加したが、登録率は減少となった。 主な対象者である高齢者数は年々増加している状況ではあるものの、死亡や施設入所等により登録廃止となる件数が年々増加してきているため、登録率増加は厳しい状況である。 17小学校区を対象とした訓練については、令和6年度は2か所の実施ではあるが、5か年計画のうち3年目で47％の学区で訓練を実施できている。また、左記以外にも別途、県立盲学校や湖東地域障害者自立支援協議会、実施済み学区などでも訓練や講演を行っており、多方向からの啓発もできている。	◎	市社会福祉協議会等と連携し、要支援者本人だけでなく地域に対して地道に普及啓発を進める。 また、今後は災害発生から福祉避難所開設・運営までを想定した訓練の実施と併せて、制度の周知を図りつつ、モデル地区から各地域へ横展開し、避難支援の体制が整備された地域を拡大させる。	有	社会福祉課 高齢福祉推進課
		2防災体制の整備	災害や避難の情報を高齢者に確実に伝達するための情報伝達体制の整備・充実を図ります。 また、地域の防災力向上のため、様々な機会を通じて自主防災組織未結成の自治会に対して周知啓発を行い、結成に向けた支援を行うとともに、自主防災組織の活動が促進されるよう支援を行います。	より多くの市民に瞬時に緊急情報を伝えられるよう、情報伝達手段の充実を図ることを目的に、既存の85か所に加えて新たに市有地等13か所に屋外スピーカー（同報系屋外放送設備）を設置し、エフエムひこねの電波を活用した放送設備を整備した。 自治会長説明資料（動画配信、資料配布）や防災出前講座での周知啓発のほか、自主防災組織が未設置の自治会に対し、文書送付等を行うなど、地域の防災力向上のため自主防災組織の結成促進に取り組んだ結果、新たに2組織設置された。	A	同報系屋外放送設備等の情報伝達体制の整備・充実については、計画通り事業を着実に進めることができた。 自主防災組織の設置・活動促進については、高齢化率等が上昇する中で、防災組織の担い手不足が課題になっている。	◎	同報系屋外放送設備の設置については、令和7年度に事業を完了する見込みであり、今後は整備した情報伝達手段の効果的な使用方法を検討していく。 自主防災組織の設置・活動促進については、未設置の団体に対して、補助金等のインセンティブも活用しながら、設置・活動促進を行っていく。	無	危機管理課

施策		事業・取組	第9期計画における目標	事業・取組の自己評価結果			継続の有無	今後の方向性	評価指標	主担当課
				実施内容（成果）	達成度	達成の要因／問題点				
（２）生活環境の整備	②防災・防犯体制の充実と感染症対策の実施	3 防犯・防災知識の普及	自治会、老人クラブ、各種ボランティア組織等と協働で防災講習会（出前講座）を実施し、市民一人ひとりが災害について向き合い、多様性を理解し行動に移していけるよう、高齢者に対してきめ細かな防災知識の普及を図ります。 また、防災に関するパンフレットの配布等により、高齢者を含む地域住民に対して、防災知識の普及、高齢者等要配慮者の避難支援等に関する知識の普及を図ります。 犬上・彦根防犯自治会の活動を通して、防犯活動の活性化を図るほか、防犯に関する啓発や情報提供に努めます。	災害に強いまちづくりを進めるため、自治会や老人会等の各種団体に対し、防災に関する情報（最新の災害情報、本市の災害の危険性、各家庭での災害への備え方、自主防災組織の必要性、感染症対策、災害・感染症における人権等の情報）を提供するための防災講習会を開催した。令和6年度は66回（延べ受講人数2,736人）実施した。	A	自主防災組織のカバー率については若干伸び悩んでいるものの、防災講習会の開催実績は順調に伸びていることから、防災知識の普及という観点では十分な効果を得られていると判断し、達成度をAとした。 年々、各団体の防災講習会のニーズが多様化してきており、外部講師1人体制では、全てのニーズを拾いきれなくなりつつある。	◎	令和7年度からは、日本防災士会滋賀県支部湖東ブロックと連携し、防災講習会の講師を4名体制に、多様なニーズに対応できるようにしている。 今後も様々な視点から分かりやすい講習会を目指し改善を進める。	有	危機管理課
		4 福祉避難所の確保と機能整備	介護を必要とする高齢者等が災害時に避難して生活ができるよう、介護サービス事業者への啓発に努め、福祉避難所の確保（協定締結施設の増加）や円滑な運営に資する取組を進めます。 また、令和4年度（2022年度）から実施している福祉避難所開設・運営訓練を通じて協定締結先の福祉避難所開設への不安の払拭や協力への理解を深めてもらい、機能整備を図ります。	令和4年度から実施している、自治会や自主防災会、福祉サービス事業所、市社会福祉協議会、行政が一体となり、災害発生から福祉避難所開設・運営までを想定した訓練を市内2小学校区（佐和山・高宮）で開催したほか、彦根愛知犬上介護保険事業者協議会に訓練実施報告および施設利用者への災害時避難行動要支援者制度の登録促進などを行った。	B	講演会や、福祉避難所開設・運営訓練等を通じて、福祉避難所についての理解を得られるよう啓発に努め、新規登録は4施設増加したが、廃止および休止が6施設あり協定締結施設の増加とはならなかった。 既協定締結先においては、福祉避難所開設・運営訓練に参加することで、発災時の実務的な手続きの理解が深められた。	◎	令和4年度から5年をかけて、17小学校区で福祉避難所開設・運営訓練を実施することとしている。この訓練を通じ、避難所開設のイメージを共有してもらうことで、福祉避難所や避難所開設への不安の払拭や協力を理解を深めてもらうともに、協定締結施設の増加を図る。	有	社会福祉課 高齢福祉推進課
		5 火災予防の充実	「火災を予防すること」が重要な目的であることから、住宅用火災警報器の維持管理や防災品の普及などを促進し、高齢者世帯の防火診断・火災予防広報、病院等の災害時要援護者関連施設の指導に努めます。 また、火災の原因を究明し、同種の火災の再発防止に努めます。	・高齢者世帯防火診断実施件数：15世帯 ・高齢者等を対象とした住宅用火災警報器取付け支援件数：13件 ・住宅用火災警報器の設置率：87.5％ ・住宅火災による高齢者の死者の発生状況：0名 ・病院等の災害時要援護者関連施設の火災件数：0件 ・火災原因調査の結果、最多であった出火原因：たき火 5件 ・建物火災における出火原因：こんろ、配線器具、たき火 各3件 ・病院等の災害時要援護者関連施設の立入検査件数：99件 ・病院等の災害時要援護者関連施設の消防訓練実施件数：291件 ・防火管理講習会（新規講習・再講習）の受講者数：199名	B	住宅火災による高齢者の死者は発生しなかったが、高齢者世帯防火診断の申込件数が減少したことから、住宅用火災警報器の取付け支援件数が減少した。なお、高齢者世帯防火診断や家庭防火診断により住宅用火災警報器の普及啓発活動を継続実施しているが、設置率については、依然として100%には達していない。 病院等の災害時要援護者関連施設への立入検査数については、彦根市内の防火対象物全てをおおむね5年サイクルで実施する計画としているため減少したが、継続した防火指導により火災の発生はなく、また、消防訓練の実施件数は増加した。	◎	今後も特に高齢者世帯における住宅防火対策の推進を図るため、福祉関係部局等と連携した高齢者世帯への防火診断・火災予防広報を実施するとともに、住宅用火災警報器取付け支援や、消防関係外郭団体の協力を得て、高齢者および障害者世帯に対して、住宅用火災警報器の無料配布を実施し、火災予防、被害の軽減を図る。	無	消防本部（予防課）
		6 交通安全の推進	高齢者の交通事故は増加傾向にあるため、関係機関と連携し、交通安全の啓発および高齢者の運転免許証自主返納制度の紹介や路線バス・予約型乗合タクシーの利用方法等についての教室の開催に取り組むとともに、広報紙や市ホームページなどを利用した情報発信の充実を図ります。	高齢者の交通事故防止のため、老人クラブや自治会からの交通安全出前講座の申出を受け、高齢者交通安全教室を6回開催した。また、高齢者対象の愛のりタクシー乗り方講座を2回開催した。	B	交通安全出前講座および愛のりタクシー乗り方講座の開催回数は昨年度とほぼ同数だが、新型コロナウイルス感染症拡大前と比較すると実施回数が大幅に減少している。	◎	今後も高齢者向け交通安全教室および愛のりタクシー乗り方講座を関係機関と連携して開催し、交通安全啓発および路線バス・予約型乗合タクシーの利用方法等の周知を引き続き実施していく。	有	交通政策課

施策		事業・取組	第9期計画における目標	事業・取組の自己評価結果			継続の有無	今後の方向性	評価指標	主担当課
				実施内容（成果）	達成度	達成の要因／問題点				
（2）生活環境の整備	②防災・防犯体制の充実と感染症対策の実施	7 防犯体制の充実	犬上・彦根防犯自治会や各小学校区単位で結成されている自主防犯団体、警察等の関係機関および各自治会との連携により、地域における防犯意識や連帯感の高揚を図りながら、情報提供や注意喚起など自主的な防犯活動の充実を図ります。	・地域において、「自らのまちの安全は自らで守る」の姿勢を基本に、地域自らが積極的に取り組んでいくことが必要であることから、各自治会で実施する防犯活動を支援した。 ・各季発行の「地域安全ニュース」を全戸配布した。 ・「不審者ポスター」を各自治会へ配布および市ホームページへ掲載するとともに、防犯情報メールで犬上・彦根防犯自治会の各支部長および登録者へ配信を行った。 ・各自治会で実施する地域安全活動に対する補助金や、防犯灯の設置に対する補助金などで防犯活動を促進した。	B	令和6年度自治会長合同説明会資料を用いて「まちづくり推進事業総合補助金(地域安全活動推進事業)」および「防犯灯設置事業補助金」の周知を行い、「まちづくり推進事業総合補助金(地域安全活動推進事業)」については彦根市内の自治会325団体(令和7年3月31日時点)中286団体が活動を実施したが、目標値を下回る実績であった。 制度内容は昨年度から変更していないため、地域安全活動を実施しない自治会が増えた、または「まちづくり推進事業総合補助金(地域安全活動推進事業)」の申請を行わなかった自治会が増えたと考えられるため、目標値を達成できなかった。	◎	令和4年度～令和6年度はおおむね横ばいの実績である。今後も、自治会長向けの彦根市補助事業等説明資料や窓口等で十分に事業内容を説明し、地域住民による自主的な地域安全活動の促進を図っていく。	有	まちづくり推進課
		8 消費者相談の充実	広報紙や市ホームページ、SNSなどを利用し、彦根市消費生活センターの窓口相談の周知・案内をするとともに、情報の提供や消費生活講座を充実します。 また、県消費生活センターや他市町等との情報交換、国民生活センターが実施する研修に参加するなど、消費生活相談員のレベルアップを図りながら、相談窓口の機能強化に努めます。	消費生活に関するトラブルを未然に防ぐことを目的に、SNS、市広報紙、市ホームページなどによる情報提供のほか、出前講座を9回実施した。 また、県消費生活センターや他市町等との情報交換会に3回、県消費生活センターが主催するパワーアップ研修に6回、国民生活センターが主催する研修に3回参加するなど、消費生活相談員のレベルアップを図ることにより、相談窓口の機能強化に努めた。	A	相談員が、他機関の相談員との情報交換、県の研修、国民生活センターの研修を積極的に受講したことにより、常に新しい情報を入手することができたため、相談員のレベルが向上し、情報提供の発信力の向上、相談窓口の機能強化につながった。 また、消費生活相談件数については、目標値550件/年としている中、令和6年度は508件であった。本相談は、既に被害にあった人からの相談が主であるため、トラブルを未然に防ぐための周知活動の効果が出ているものと考えられる。	◎	消費生活に関する相談内容は、時代や生活様式の変化に伴い、目まぐるしく変化するため、引き続き、他機関との情報交換や研修を受講するなどし、最新の情報を入手した上で業務を実施していく。	有	生活環境課
		9 災害・感染症対策に係る体制整備[再掲]	介護サービス事業所における業務継続計画（BCP）に基づいた運営を支援します。	人材確保・定着促進研修や集団指導で、業務継続計画（BCP）に関する知識を向上させる機会を提供した。	A	集団指導や研修を実施することで、必要な知識の取得、質の向上を図った。	◎	今後も集団指導での説明や研修を実施し、業務継続計画策定に関する理解を深める場を提供する。	無	高齢福祉推進課

基本目標 5 地域に寄り添う包括的な支援体制の整備

施策	事業・取組		第9期計画における目標	事業・取組の自己評価結果			継続の有無	今後の方向性	評価指標	主担当課
				実施内容（成果）	達成度	達成の要因／問題点				
（1） 地域包括支援センターの機能強化	1	地域包括支援センターの体制の充実	地域住民をはじめ民生委員や自治会等様々な関係者、医療機関も含めた多職種連携体制、介護支援専門員とのネットワークの構築など推進し、高齢者とその家族を支え、地域の最前線に立ち、地域包括ケアシステムにおける中核的な機関として期待する地域包括支援センターの体制の充実を図ります。	地域包括支援センターでは、地域包括ケアシステムの中核として、多様な関係者との連携体制の構築に取り組んだ。特に、地域ケア会議を通じて、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）や民生委員をはじめとする地域住民、介護支援専門員などと連携し、多職種による話し合いを通じて、高齢者およびその家族に対する包括的な支援を実施した。 また、地域ケア会議に加えて、研修会の開催や見守り会議への参加などを通じて、関係者間の情報共有や役割分担が進み、ネットワークの強化を図った。これにより、個別支援におけるケアマネジメントの質の向上が図られ、地域全体としての支援体制の充実に一定の成果を上げることができた。	A	地域包括支援センター職員による、多職種が連携しやすい場づくりや、各機関が開催する定例会議への参加を通じて、地域との継続的な関わりや信頼関係の構築、関係機関との密接な情報共有を図った。その結果、多職種による連携体制やネットワークの構築を推進することができた。	◎	今後は、民生委員をはじめとする地域住民や自治会などの様々な関係者に加え、医療機関も含めた多職種の連携体制や、介護支援専門員とのネットワーク構築の更なる推進が必要である。地域特性や個別課題に応じた多様な支援の在り方を模索しながら、包括的な支援の展開を図ることが重要である。引き続き、地域包括支援センターの体制の充実を図ることで、住み慣れた地域で暮らし続けることが可能な支援体制の整備に取り組む。	無	高齢福祉推進課
	2	総合相談支援業務	相談内容が多様化、複雑化する中で、相談者の生活に即した総合相談支援が行えるよう、地域包括支援センターの人員体制、職員の質の向上等による機能強化に努めます。また、地域の高齢者の状況についての実態把握に努めるとともに、支援に携わる関係者が有機的に連携できるよう地域ケア会議の開催等を通して支援体制の整備に努めます。 さらに、高齢者を中心とした世帯全体の相談支援に当たって、市は、関係部局（庁内においては福祉包括化推進員）との協議・連携を図りながら、課題解決に向けた調整を行います。	地域包括支援センター職員のスキルアップを目的とした研修会を実施することで、職員の質の向上に努めた。また、高齢者からの総合相談に対して、地域包括支援センターが受付や関係機関につなぐなどの対応を実施した。地域の実態把握や地域課題の抽出、課題解決に向けて支援に携わる関係機関を交え、地域ケア会議を実施した。 さらに、市ホームページや市窓口に寄せられた高齢者の生活相談について、必要に応じて地域包括支援センターへ情報共有し、相談者の生活に即した対応を実施した。 （令和6年度総合相談延べ件数 19,093件）	A	相談内容に応じて、地域包括支援センターの三職種（主任介護支援専門員・社会福祉士・保健師等）を含む職員同士の連携や、介護事業所等関係機関とのサービス調整により、高齢者の生活に即した対応ができた。 また、総合相談や地域ケア会議の実施により、地域の実態把握や課題抽出、課題解決に向けた検討を通じて、地域包括支援センターが関係機関を含む地域の関係者と連携を深めることができた。	◎	相談者の生活に即した総合相談支援を行うため、地域包括支援センターの業務状況を把握し、課題解決に向けて庁内の関係部局（福祉包括化推進員）との協議・連携を図りながら、業務の円滑な実施を支援する。 また、地域包括支援センター職員の質の向上や、更なる地域の実態把握に努めることにより、関係機関が連携して地域の課題解決ができるよう支援体制の整備に努める。	有	高齢福祉推進課
	3	虐待防止を含む権利擁護業務	高齢者の虐待防止および早期発見、早期解決のため地域包括支援センターをはじめ地域や関係機関との連携協力体制を整備し、研修会等を通してスキルアップを図るとともに、虐待防止に係る啓発に努めます。	地域包括支援センターが民生委員、介護支援専門員、介護事業所等の関係機関と連携して、高齢者虐待が疑われる事案が発生した際に、迅速な事実確認調査が実施できた。 また、彦彦犬権利擁護サポートセンターや市主催の虐待防止研修の参加により、スキルアップを行った。 さらに、住民に対しては訪問時に権利擁護についての情報提供や、介護事業所に対しては虐待防止に係る取組の推進について通知文を送付し、啓発を行った。	A	地域包括支援センターによる権利擁護に関する啓発活動によって、介護支援専門員等から地域包括支援センターへ虐待に関する通報・相談件数が例年200件を超えており(令和6年度：211件、令和5年度：284件、令和4年度：248件)、関係機関の虐待防止に関する認識が広まってきている。	◎	高齢者に対する虐待を含む権利侵害に対して、事例の共有や対応方法の検討から適切な対応の実施を目指す。また、より迅速な対応できるよう、関係機関との連携を深める。 さらに、虐待防止を含む権利擁護についての更なる啓発活動に努める。	無	高齢福祉推進課
	4	多職種協働による包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	地域の介護支援専門員への個別指導や相談への対応、資質向上や支援困難事例に係る指導助言等を行います。 また、地域包括支援センターと市が連携を図りながら、地域ケア会議や介護支援専門員等連絡会、研修会を開催し、多職種が相互の情報交換等を行う場を設けます。さらに、地域の介護支援専門員が様々な社会資源を活用できるよう、関係機関等との連携体制を整備し、支援を行います。	・ケアマネジメント支援会議：20回 個別のケースを多職種で検討し、介護支援専門員のケアマネジメントの実践力が高まった。 ・地域ケア推進研修会：3回（1回目受講者41名、2回目受講者33名、3回目受講者27名） 介護支援専門員および地域包括支援センター職員向けに、「地域を知る、地域とつながる、地域課題を考える～地域の中での「その人の暮らし」を支えるために～」をテーマに、3回連続の研修を行った。 ・地域包括支援センター単位地域ケア会議：5回 「災害時を見据えた自助・互助・共助について」や「高齢者の困りごとに対する具体策」等について検討した。	B	ケアマネジメント支援会議は、ケアマネジメント力を高める機会となっており、令和6年度は社会とのつながりに意識を向けられるように実施できた。 地域ケア推進研修会を連続実施したことで、各回の研修につながりがあり、テーマに沿って理解を深めることができた。 地域包括支援センター単位地域ケア会議の開催数は例年と変わらないが、地域包括支援センター間で開催にばらつきがあった。	◎	ケアマネジメント支援会議は、多職種によるアセスメントの視点を踏まえ、ケアマネジメントの質の向上につなげていく。 地域ケア推進研修会は、専門職としての視点に加え、生活者の視点からも地域を捉えられるように内容を検討する。また、介護支援専門員等が地域について理解を深め、新たな地域資源の発見や提案につなげることができるよう、彦根市社会福祉協議会の生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）等との情報交換、意見交換を行う。 全地域包括支援センターが単位地域ケア会議を開催できるよう、開催に向けた再周知を実施する。	無	高齢福祉推進課
	5	重層的支援体制整備事業	地域住民の複雑化・複合化するニーズにも対応するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に提供する重層的支援体制整備事業の実施について、彦根市社会福祉協議会をはじめとする関係部局との協議・連携を図りながら取組を進めます。	令和5年度に引き続き、国の定める重層的支援体制整備事業の枠組みを活用し、彦根市社会福祉協議会をはじめとする関係機関と連携を図りながら包括的な相談支援体制の整備に取り組んだ。 成果として、地域包括支援センターのみでは対応の難しいと思われた事案について、他の関係機関と連携の中で適切な支援につないだり、分野横断的な支援を提供したりすることが一定できた。 ・多機関連携会議(支援会議・重層的支援会議)の開催計23回	A	随時開催の会議や日々の連携を通じて、地域包括支援センターおよび他の関係機関に事業の趣旨の周知を進めたことが達成に寄与した。 また、個別支援において連携を図る際には、既存の協議体のほか社会福祉法に新設された支援会議を活用し、適宜情報共有および役割分担を行ったことで、多機関協働を進めることが一定できた。	◎	引き続き、関係機関と連携を図りながら包括的な相談支援体制の整備に取り組む。 取り組むに当たっては、庁内外の関係機関が、多機関協働に係る理解を深め、分野間の垣根を低くすることが重要である。福祉保健部およびこども家庭部の各課に配置する「福祉包括化推進員」が中心となって、機関相互の業務理解と顔の見える関係づくりを進める。	無	社会福祉課

施策	事業・取組		第9期計画における目標	事業・取組の自己評価結果			継続の有無	今後の方向性	評価指標	主担当課
				実施内容（成果）	達成度	達成の要因／問題点				
（1） 地域包括支援センター	6		地域包括支援センターの各事業について実績を踏まえながら適切な評価指標を設定し、各事業の目標の達成度および実施後の効果について、自己評価や地域包括支援センター運営協議会を通して、検証を行っていきます。	地域包括支援センターと市が行う自己評価を基に、地域包括支援センターの実態確認を実施し、市と地域包括支援センターにて取組について評価の共有を行った。 また、彦根市地域包括支援センター運営協議会を2回開催し、実績の報告を踏まえ、各事業の達成度や実施後の効果について検証し、次年度の方向性を明確にした。	A	年に一度、地域包括支援センターと市の職員同士が自己評価・実態確認の場を持つことにより、地域包括支援センターの持つ課題を明確にした。その課題を踏まえ、彦根市地域包括支援センター運営協議会において、次年度の取組の方向性を検討することができた。	◎	自己評価や彦根市地域包括支援センター運営協議会の評価を通して事業の検証を行う。	無	高齢福祉推進課
	1	ことう地域チームケア研究会等を通じた多職種連携推進	ことう地域チームケア研究会等を通じて、在宅医療福祉を担う専門職等を対象に、多職種連携の強化を目的とした研修会等の開催を実施します。 また、参加者のアンケート結果に基づいて研修の内容を検討することで、参加者数の増加を図ります。	2か月に1回実施している「ことう地域チームケア研究会」には、開催回数6回で579人（前年度から30人増）の参加があり、定期的に多職種間で交流できる機会を作ることができた。 研究会の主なテーマ ①災害、②事例を通してACP、③認知症、④口腔機能と食 会場とオンラインのハイブリッド形式で実施することで、より多くの参加につなげることができた。また参加者のアンケートも、紙とWeb回答方式を併用して実施した。	A	ことう地域チームケア研究会の企画においては、多職種（医師、歯科医師、薬剤師、訪問看護師、理学療法士、歯科衛生士、介護職、介護支援専門員等）からなる世話会において、ことう地域チームケア研究会の年間計画や各回のテーマについて、各職種の立場からの課題や話題を出し合い、各職種の強みを生かした充実した内容とすることができ、その結果、参加者数も増加した。	◎	引き続き参加者数を増やすために、参加者のアンケート結果に基づき世話人会で実施内容を検討していく。今後予定しているテーマは、「在宅医療を支える」「災害対策について考えよう」「口の健康を保つチームケア」「認知症について」「意思決定支援・チームケア」。	有	高齢福祉推進課
	2	在宅医療福祉体制の整備	地域医療構想との整合を図りつつ、在宅医療福祉に係る関係機関、団体、専門職で構成する「在宅医療福祉仕合わせ検討会」において、在宅医療福祉を推進する上での課題の抽出および対応策を検討し、高齢者の在宅療養を支援する体制の整備に努めます。	在宅医療・介護連携の現状の把握、課題の抽出および対応策の検討を目的に、「在宅医療福祉仕合わせ検討会」を3回開催した。 在宅医療福祉仕合わせ検討会の委員：医師・歯科医師・薬剤師・介護保険事業者・介護支援専門員、地域包括支援センター、訪問看護師、管理栄養士、理学療法士 令和6年度は主に、湖東圏域におけるACP推進のための取組の現状と課題を整理し、今後取り組んでいくべきことについて話し合った。 ※ACP(アドバンス・ケア・プランニング)…大切にしていること、望んでいること、もしもの時にどのような医療やケアを受けたいかを、前もって考え、信頼できる人たちと話し合い、共有すること。	A	ACPを推進していく対応策まで具体化することはできなかったが、仕合せ検討会の話し合いの中で、医療福祉関係者の間でもACPの認識について差があること、また、専門職としてACPの実践を進める上で必要と考えている要素を見出すことができた。ACPの現状と課題については一定整理できたため、令和6年度の達成度としてはAとした。	◎	引き続き、多職種間の連携により、ACP推進の具体的な対応策についての検討を行っていく。 出てきた課題の中には、「在宅医の不足」等体制面が大きく関係していることから、在宅医療・福祉に関わる地域資源について、量的・質的の両面から把握・整理を行っていく。	無	高齢福祉推進課
	3	在宅医療福祉や看取りに関する普及啓発	在宅医療福祉の制度や仕組み、人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）、住み慣れた場所での看取りやエンディングノートの活用等についての周知を図るため、地域での出前講座やフォーラム等を開催します。	「在宅医療・介護連携推進フォーラムin湖東」を令和6年12月7日（土）に甲良町で開催し、120人の参加があった。 ほっと旅立ち応援事業として、在宅療養を考える出前講座を再開した。実施回数：2回 参加者：34名 エンディングノートは令和5年度に作成した分を引き続き配布した。在宅医療福祉連携推進事業として湖東圏域でACPIに取り組んでいることから、次年度のエンディングノートは湖東圏域の枠組みで作成することを決定し、令和7年度から配布するエンディングノートを新たに作成した。	A	「在宅医療・介護連携推進フォーラムin湖東」については、落語や地域の支援者の話を通じて、在宅医療や在宅看取りを考える機会を提供することができた。 出前講座では、地域の訪問看護ステーションの看護師から実務に基づく話をしてもらうことで、ACPの必要性や現状を知ってもらうことができた。	◎	「在宅医療・介護連携推進フォーラムin湖東」を通して、在宅医療や在宅看取りに関する普及啓発を継続して実施する。 出前講座については、自治会等にも周知する機会を設け、開催回数・参加人数が増やせるようにする。 エンディングノートについては、従来の配布先に加えて、新たな配布先を開拓していく。	無	高齢福祉推進課
（2） 在宅医療福祉の推進	4	在宅医療・介護連携に関する関係市町との連携	湖東圏域の1市4町および湖東健康福祉事務所の担当者で構成する「湖東圏域地域包括ケア等担当国会議」において、医師会や歯科医師会、薬剤師会、看護協会や介護保険事業者協議会などの関係団体との情報の共有を図るとともに、課題解決に向け、「在宅医療福祉仕合わせ検討会」において、具体的な取組を協議します。	「湖東圏域地域包括ケア等担当国会議」 毎月1回開催※ 主な議題 ①県・各市町のACPに関する取組の共有、②ACPをテーマとした「ことう地域チームケア研究会」で出された意見の取りまとめ、③現状におけるACPの課題整理 「担当国会議」においてACPの必要性・課題等を1市4町で共有・整理し、「在宅医療福祉仕合わせ検討会」において提案した。 「仕合わせ検討会」 年3回(8/27、12/23、2/17)開催 ※「担当国会議」は、「仕合せ検討会」の協議内容以外にも、認知症への取組、在宅医療福祉連携推進事業、湖東地域におけるリハビリ体制などについて情報共有を行っている。	A	「担当国会議」の場において、ACPIについて1市4町の湖東圏域の在宅医療福祉推進事業の担当者に加え、湖東健康福祉事務所、彦愛犬介護保険事業者協議会と定期的に協議することで、「仕合せ検討会」で協議する内容について広域・多職種の視点で共有・整理することができた。その結果、「仕合わせ検討会」においての具体的な提案につなげることができた。	◎	引き続き「担当国会議」において、湖東圏域の在宅医療福祉に関する情報の共有や課題の整理を行い、「仕合わせ検討会」での具体的な取組の協議につなげていく。	無	高齢福祉推進課

施策	事業・取組		第9期計画における目標	事業・取組の自己評価結果			継続の有無	今後の方向性	評価指標	主担当課
				実施内容（成果）	達成度	達成の要因／問題点				
（3）虐待防止や権利擁護等の充実	1	虐待防止に関する啓発	高齢者の虐待防止および早期発見、早期解決のため地域包括支援センターをはじめ地域や関係機関との連携協力体制を整備するとともに、地域包括支援センターと連携した自治会や施設向けの出前講座や、主にケアマネジャーや民生委員向けの虐待防止に係る啓発に努めます。	高齢者や障害者の施設関係者、居宅介護支援事業所（介護支援専門員含む）を対象とした虐待防止啓発講座（令和6年7月18日 57人参加）を開催した。講座には地域包括支援センターや医療関係者も参加し、多種機関の顔が見える関係づくりの場となった。 地域包括支援センターと連携し施設向けの出前講座（令和6年11月12日 5人参加：GH職員対象）を開催したが、自治会や民生委員向けの虐待防止に係る啓発は行えなかった。	B	虐待防止啓発講座では虐待事例を中心とした実践的な内容により、参加者の関心が高く、多くの関係機関の参加があった。虐待防止や早期発見、早期解決に必要な視点を関係機関で共有するとともに、関係機関同士で、連携の重要性を改めて確認し合う機会となった。 一方で自治会や民生委員から虐待に係る啓発講座の依頼はなく、開催される講座が限定的となっている。地域における虐待防止の重要性について理解を深めてもらうため、自治会や民生委員等への働きかけが必要である。	◎	医療関係者や金融機関等の職員を対象とした更なる啓発活動に努めるとともに、高齢者の虐待防止および早期発見、早期解決のための連携体制の構築に向けた取組についても検討する。 また、出前講座や虐待防止に係る啓発に努める。	無	高齢福祉推進課
	2	成年後見制度の周知と利用促進	成年後見制度の周知および利用の促進のため、成年後見制度利用促進基本計画に基づき、地域包括支援センターや権利擁護サポートセンターを中心に、地域の関係者とのネットワークづくりに取り組むとともに、相談・支援を行います。 また、成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず本人または親族による申立てができない人に対し、市長による申立てを行います。	地域包括支援センターや彦愛犬権利擁護サポートセンターを中心に、勉強会や研修、個別支援における協働を通じて、民生委員、介護支援専門員、事業所等の地域の関係者とのネットワークづくりに取り組み、成年後見制度の相談・支援を適切に行うことができた。 成年後見制度の市長による申立ての実績は2件であった。	B	地域包括支援センターの勉強会や介護保険事業者向けの出前講座に加え、住民や民生委員向けに成年後見制度の啓発講座を開催した。これらの場を単なる情報提供の機会にとどめず、日常の支援活動を通じて関係機関同士のつながりを深め、地域包括支援センターや彦愛犬権利擁護サポートセンターを中心とした地域関係者とのネットワークづくりに取り組んだ。 更に、彦愛犬権利擁護サポートセンターとの連携や、地域包括支援センターからの事前問合せにより、成年後見制度の市長申立てができる案件であるかを整理し、市長申立てを適正に行うことができた。	◎	地域包括支援センターや権利擁護サポートセンターを中心に、更なる地域の関係者や専門職等とのネットワークづくりに取り組む。 また、必要な人が遅滞なく成年後見制度の利用ができるよう、市長申立ての適切な実施を行っていく。	有	高齢福祉推進課

施策	事業・取組		第9期計画における目標	事業・取組の自己評価結果			継続の有無	今後の方向性	評価指標	主担当課
				実施内容（成果）	達成度	達成の要因／問題点				
（４） 認知症施策の推進	1		認知症サポーター養成講座・認知症サポーターステップアップ講座の開催	彦根商工会議所と連携し、企業や自治体での認知症サポーター養成講座を実施するほか、学童期から認知症に関する正しい知識が得られるよう、各小・中学校にも積極的に周知します。また、個人でも参加できる認知症サポーター養成講座を開催します。さらに、養成した認知症サポーターに対し、地域で活動していくためのきっかけづくりや知識の向上および認知症の人や家族への具体的な支援につながるよう、出前講座を開催します。	A	小学校での福祉学習に盛り込んでもらうこと、小中学校長宛てに校長会での口頭での周知以外に講座受講依頼文を送ったことで、昨年度よりも実施数は増加した。令和8年度には評価指標の目標値が達成できる見込みであり、達成度はAとした。 しかし、職域からの受講依頼は少ないため、彦根商工会議所と連携し会員への継続的な受講案内に加え、機会を捉え商店や銀行、公共交通機関の事業者などへも周知を行うことが必要である。	◎	職域への認知症サポーター養成講座の周知について彦根商工会議所との連携に加え、前回受講後数年間受講がない企業等や、今まで受講がない市内の企業・店舗に対して認知症サポーター養成講座の案内を送付するなどの取組を行う。また、認知症サポーターステップアップ講座についても、継続実施する。	有	高齢福祉推進課
	2	市民への普及啓発	キャラバン・メイトや関係機関とともに、世界アルツハイマーデーなどの機会に、街頭啓発や彦根城オレンジライトアップを行います。またフォーラム等を開催し、認知症への理解に関する啓発に取り組めます。	9月の認知症月間に合わせ、認知症啓発のための彦根城オレンジライトアップを9月20日から9月22日まで実施し、市内小学校全児童、保護者宛てにオレンジライトアップ・認知症月間のデジタルチラシを作成し配布した。 図書館で認知症に関する啓発、関連図書の展示を9月18日から9月29日まで実施した。（期間中の関連図書の貸し出し42冊） 12月1日にプロシードアリーナHIKONEで「認知症あったかフォーラム2024」を開催した。映画「オレンジ・ランプ」の上映と、丹野智文氏のビデオレターを上映し、206人の参加があった。開催後のアンケートでは、認知症に対する理解が深まったという感想が多かった。	A	「認知症あったかフォーラム2024」については、映画上映と当事者からのビデオメッセージという気軽に認知症について理解できる内容にしたこと、また、市の公式LINEで周知を行ったことにより206人と多くの参加があった。また20代～40代の若い世代の参加もあり、幅広い世代に対して認知症の啓発と理解の促進を図ることができた。 今後もその時々には有効と思われるツールを使用するなどして、情報発信、普及啓発に努める必要がある。	◎	今後も認知症月間（アルツハイマー月間）に併せて彦根城のライトアップや図書館での啓発展示等の普及啓発に取り組む。 令和7年12月には認知症市民公開講座を予定している。多数の市民の参加があった「認知症あったかフォーラム2024」を参考に、内容については認知症に関する映画上映などを検討する。	無	高齢福祉推進課
	3	認知症SOS安心ネットワーク事業	認知症などにより行方不明となった場合、警察との情報共有を行います。また彦根市総合情報配信システムを活用し、行方不明者の情報を市民や協力事業所に提供し、早期発見・早期保護につなげます。 そのために、市民および介護支援専門員等に同システムについての周知・啓発を行い、捜索に協力する事業所などとのネットワークの構築に取り組めます。また、同システムへの事前登録の啓発を行い、事前登録者のうち希望者には見守り安心シールを配布します。	警察へメール配信事前登録者の情報共有は行っており、認知症高齢者等の行方不明発生時の捜索等に役立ててもらうようにしている。 広報ひこね2月号に高齢者の見守りについての記事の掲載を行い、居宅介護支援事業所や認知症サポーター養成講座受講者にメール配信システムの周知を行っている。令和6年度の新規メール配信システム事前登録者は31人、見守り安心シール配布者は16人であった。また、メール配信を実施したケースは1人であった。令和6年度末の企業・店舗の見守り協力事業所は登録が181件となっている。	B	メール配信システムの事前登録については、介護支援専門員の代行申請、また介護支援専門員から申請を勧められたという家族の来所がほとんどであり、必要な人にメール配信の登録が広まりつつあるが、登録者をさらに増やしていく必要がある。	◎	引き続き市民および介護支援専門員等に彦根市総合情報配信システムや事前登録、見守り安心シールの周知・啓発を行い、必要な人に登録を促すとともに、認知症サポーター養成講座や各種出前講座の際に見守り側としてのメール受取登録を促していく。 警察とは、行方不明高齢者の早期発見に向けて、メール配信事前登録者の情報を共有し、事案発生時にはご家族へ本市のメール配信システムの活用を促すよう依頼していただくなど、相互の連携を進めていく。	無	高齢福祉推進課
	4	認知症の早期気づきと早期受診	認知症という病気に早期に気づき、受診や支援につなげることができるよう、出前講座や脳の健康チェックなどの気づきの機会を設けます。早期受診・早期対応につなげる役割を持つ認知症初期集中支援チームの周知啓発や認知症早期診断・早期支援マニュアルの活用を図り、早期気づき、早期支援体制を構築します。	認知症の早期気づきのきっかけとなる脳の健康チェックについては、これまでの出前講座のほか、令和6年度から新たに特定健康診査・後期高齢者健診会場等で実施した。362人受検したうちの要フォロー者24人に対し、彦根市認知症HOTサポートセンターと地域包括支援センターの職員が訪問等を行い、介護保険申請につながったケースも3件あった。 また、早期に必要な支援や機関につなげるために、市、地域包括支援センターおよび彦根市認知症HOTサポートセンターで隔月に認知症スクリーニングを行い、283ケースの検討を行った。その中から特に早期支援が必要なケース3件を認知症初期集中チーム員会議で支援の方向性を検討した。 認知症早期診断・早期支援マニュアルについては、湖東健康福祉事務所が情報更新を行い「在宅医療福祉情報の森」に掲載した。	B	定例開催の脳の健康チェックに関しては受検者が少ない状況であったため、健診会場に出向くことで受検者増加につながった。 定期的な認知症スクリーニングの実施により、支援の方向性や介入のタイミングなどを地域包括支援センター、彦根市認知症HOTサポートセンターおよび市で共有することができ、早期支援につなげることができた。	◎	出前講座や脳の健康チェックの受検者増加のために、引き続き広報ひこねや市ホームページへの掲載、関係機関への周知を行うとともに、高齢者の集まる健診会場や老人福祉センター等の文化祭などのイベント会場に出向き、希望者がその場で受検できる取組を推進していく。 認知症早期診断・早期支援マニュアルについては、湖東健康福祉事務所と連携を図り、活用の方法を湖東圏域認知症疾患医療連携協議会で検討していく。	無	高齢福祉推進課

施策	事業・取組		第9期計画における目標	事業・取組の自己評価結果			継続の有無	今後の方向性	評価指標	主担当課
				実施内容（成果）	達成度	達成の要因／問題点				
（4） 認知症施策の推進	5	医療・介護・地域の連携促進	医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関との連携支援や認知症の人やその家族、介護者を支援する相談業務等を担う認知症地域支援推進員について、地域包括支援センターとの連携を強化しながら、活動を充実させます。	彦根市認知症HOTサポートセンターに3人配置している認知症地域支援推進員が、事例検討会や認知症に関する会議等に参加し、支援ケースを通して医師や介護支援専門員等と関係を構築しており、彦根市認知症HOTサポートセンターに寄せられる相談の12%は介護支援専門員や民生委員からとなっている。特に地域包括支援センターとの連携は強化されており、令和6年度に彦根市認知症HOTサポートセンターに寄せられた認知症に関する相談の72%が地域包括支援センターからとなっている。 また、認知症地域支援推進員は認知症の人やその家族、介護者を支援する中で信頼関係の構築に努めており、本人や家族からの相談も15%を占めている。（R6相談延べ数 361件）	A	認知症地域支援推進員が参加する認知症スクリーニング等の事例検討や、認知症検討会への参加継続、地域包括支援センター職員と連携したケース支援の積み重ね等、地域包括支援センターとの顔の見える関係が築かれている。地域包括支援センターとの連携以外にも、認知症カフェや介護家族のつどいに出向き、直接介護者や家族の話を聞いたり、認知症初期集中チーム員会議に出席し専門職の意見を聞くなどしている。積極的に地域に出向いて情報収集を行い、ケース支援等に生かしている。	◎	今後も認知症地域支援推進員として地域に根ざした取組を継続し、相談に対応していく。	有	高齢福祉推進課
	6	認知症カフェの設置	認知症の人やその家族、市民、専門職が一緒に集い、本人や家族等に対する相談対応や情報提供、社会参加活動を行う場となることや認知症に対する理解を深める場として、認知症カフェの設置を進めます。 また、既存の認知症カフェの運営を支援するとともに、各カフェが運営上の工夫や好事例を共有し、水平展開できるよう支援します。	令和6年度の新規カフェの開設に至らなかったが、新規開設希望者があり、令和7年度に認知症カフェ開設へ向けて支援を行った。 一方で、令和6年度末に既存の認知症カフェが1か所終了となった。 その他の既存のカフェについては、常連の利用に加え新規利用者も増えており、安定した運営ができています。	B	市民に対しての認知症カフェの周知不足や、開設希望者や地域情報の収集が不足し、新規開設に至らなかった。	◎	新たな認知症カフェ開設に向け、広報ひこねや市ホームページ、一部の認知症カフェが運営するSNS等を活用し、認知症カフェの活動を紹介することで、幅広い世代に認知症カフェに関心を持ってもらえるように取り組む。	無	高齢福祉推進課
	7	家族介護者への支援 [再掲]	主に認知症等の家族介護者の精神的負担の軽減と介護知識や技術の習得を図るため、介護家族のつどい「ほっこり、ほっこり・らぶ」の定例のつどいや特別講座等の活動の支援を行います。また、同じ悩みを持つ人が参加してもらいやすいよう、活動の周知を図ります。	毎月第2火曜日の定例会10回と、7月に1回夏期講座の開催支援を行った。周知については広報ひこね・市ホームページへの掲載、地域包括支援センター・市立病院・居宅介護支援事業所および民生委員児童委員協議会連合会等でチラシを配布した。6年度は延べ139人の参加者（うち初回参加者7人）があった。 認知症の人を介護している家族の悩みや不安を相談できる場として、家族介護のつどい「ほっこり、ほっこり・らぶ」の活動を市民に周知することができた。	A	広報ひこね等への掲載の継続や、居宅介護支援事業所や民生委員、地域包括支援センターなど介護家族と関わりのある機関への周知ができていことに加え、参加者が他の参加者に紹介するなど口コミの効果もある。初回参加者からは会の存在を把握していたが、参加するまでに時間がかかったとの意見もあり、誰もが参加しやすい会であることを広く周知する必要がある。	◎	広報ひこね等への継続した掲載に加え、介護支援専門員や地域包括支援センターの職員など、介護家族にとって身近な支援者に、「ほっこり、ほっこり・らぶ」の具体的な活動内容を周知していく。	無	高齢福祉推進課